議　事　日　程　（第　４　号）

令和７年３月６日（木曜日）　　午前１０時　開議（本会議）

日程第　１　※一般質問
　　※一般議案
日程第　２　議第　８号　令和７年度遊佐町一般会計予算
日程第　３　議第　９号　令和７年度遊佐町国民健康保険特別会計予算
日程第　４　議第１０号　令和７年度遊佐町介護保険特別会計予算
日程第　５　議第１１号　令和７年度遊佐町後期高齢者医療特別会計予算
日程第　６　議第１２号　令和７年度遊佐町水道事業会計予算
日程第　７　議第１３号　令和７年度遊佐町下水道事業会計予算
　　※条例案件
日程第　８　議第１４号　遊佐町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の設定について
日程第　９　議第１５号　遊佐町まちづくりセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第１０　議第１６号　刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例の設定について
日程第１１　議第１７号　遊佐町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例の設定について
日程第１２　議第１８号　一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第１３　議第１９号　一般職の職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第１４　議第２０号　遊佐町体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第１５　議第２１号　遊佐町立保育所設置条例の一部を改正する条例の制定について
日程第１６　議第２２号　遊佐町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の設定について
日程第１７　議第２３号　遊佐町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
日程第１８　議第２４号　遊佐町空き家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
　　※事件案件
日程第１９　議第２５号　財産の無償貸付けについて
日程第２０　議第２６号　令和６年度町道白木・宮海線栄橋橋梁撤去工事（右岸工区）に係る請負契約の一部変更について
日程第２１　議第２７号　Ｒ６災４６―１０２江地（２）　西通川揚水機場災害復旧工事請負契約の締結

について

日程第２２　議第２８号　遊佐町体育施設の指定管理者の指定について

日程第２３　議第２９号　遊佐町立図書館の指定管理者の指定について

日程第２４　議第３０号　白井・金俣辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部変更について

日程第２５　議第３１号　酒田市との庄内北部定住自立圏形成に関する協定書の変更について

日程第２６　議第３２号　庄内広域行政組合の共同処理する事務及び規約の変更について

日程第２７　※予算審査特別委員会の設置について

☆

本日の会議に付した事件

（議事日程第４号に同じ）

☆

出　欠　席　議　員　氏　名

応招議員　　１２名

出席議員　　１２名

１番	遊佐亮太君	２番	伊原ひとみ君
３番	駒井江美子君	４番	今野博義君
５番	渋谷敏君	６番	本間知広君
７番	那須正幸君	８番	佐藤俊太郎君
９番	菅原和幸君	１０番	土門治明君
１１番	斎藤弥志夫君	１２番	髙橋冠治君

欠席議員　　なし

☆

説明のため出席した者職氏名

町長	松永裕美君	副町長	池田与四也君
総務課長	鳥海広行君	企画課長	渡会和裕君

産業課長兼農委事務局長	太田智光君	地域生活課長	太田英敦君
健康福祉課長	渡部智恵君	町民課長兼会計管理者	伊藤治樹君
教育長	土門　敦君	教育委員会教育課長	荒木　茂君
農業委員会会長	佐藤　充君	選挙管理委員会委員長	小林栄一君
代表監査委員	本間康弘君		

☆

出席した事務局職員

事務局長　土門良則　　議事係長　船越早苗　　主査　佐藤明子

☆

本　　会　　議

議　長（髙橋冠治君）　おはようございます。ただいまより本会議を開きます。

（午前１０時）

議　長（髙橋冠治君）　本日の議員の出席状況は、全員出席しております。

説明員としては、町長以下全員出席しておりますので、報告いたします。

上衣は自由にしてください。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第１、昨日に引き続き一般質問を行います。

５番、渋谷敏議員。

５　番（渋谷　敏君）　おはようございます。本日最初の一般質問をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

遊佐町といえば湧水、そして何といっても鳥海山、近年よく耳にするようになりましたが、先般の遊佐町合併70周年記念の式典においてもご挨拶された方々が幾度となく話され、その存在感は内外の誰もが認めるものであり、年ごとに関心の高まりを感じます。鳥海山は古代から神の山と言われるように、恵みをもたらし、実際に遊佐町には位階の高い神社が祭られております。いつの時代でも、豊かな湧水環境は遊佐町に恵みを与えて、湧水は斜面を伏流し、水源涵養として山林の保全とも深い関係を持ち、したがって水の問題は森林の問題でもあります。元をたどれば、遊佐町は1988年頃から北斗アルミ進出問題に関わり、以来令和４年の採石事業者の訴訟に対する最高裁判決まで、多くの方々のご尽力でかけがえのない町の財産を守ってこられました。30年以上経過した今、この教訓を生かし、次世代に引き継いでいくことは、町

に与えられた重要な課題であると考えます。2022年12月に開催された鳥海山湧水フォーラムにおいて、このときの提言を受けて、翌年の町の施政方針では、遊佐町水循環保全審議会をはじめとする関係機関、関係団体と情報の共有、協議を行い、今後の施策について対応していきたいとしておりましたが、その後行ってきた町の水循環保全活動の内容について伺います。

臂曲地区岩石採取計画に関する訴訟の判決は、一事例として、今後起こり得るリスクに対処するため、今求められているのは、しっかりとした町のビジョンを基にさらなる体制を構築することです。７年度の施政方針によれば、自然と調和した暮らしについて、町条例等の整備に向けた研究を進め、町民と共に共存の森保全活動や水質、水量調査を継続して行い、学習会等で情報を発信することで豊かな水循環の保全に努めるとする以前からの懸案事項でもありますが、７年度行う具体的な施策内容について伺います。

去る２月10日、庄内豪雨災害復旧支援活動の報告会が行われた中で私が印象に残ったことは、全国19都道府県の組合員数約42万人の規模となった消費の立場である生活クラブの組合員の方が共同宣言の重要さを語っておりました。そして、今回はその後に締結された大規模災害協定によって、延べ約260名の方々が遊佐町で起こった人的支援につながったことは、これまでの歴史ある遊佐町だからこそ実現したということを参加者で共有いたしました。町は、岩石採取以降、水循環の役割を果たす山林、原野などを保全することで町民の生命と健康を守ることを目的に、当時発掘した場所に隣接する山林の土地を公有化して、この生活クラブと共に水循環を守り、発展させていくために積極的な活用を図る目的で共存の森と命名し、現在も守り継がれております。今後も気候変動により環境や作物への被害が懸念される中で、次世代につながる持続可能な社会を目指すため、広く町民の方々の理解を深めて、大切な水と森林を保全することについて町の考えを伺います。

以上で壇上からの質問といたします。よろしくお願いいたします。

議　長（髙橋冠治君）　　松永町長。

町　長（松永裕美君）　　おはようございます。それでは、５番、渋谷敏議員の一般質問に答弁をさせていただきます。

水循環保全施策に係る科学的な調査といたしましては、主に吉出山の岩石採取地周辺におきまして水位や湧水量、水温、水質の調査を行ってまいりました。これらの調査は、今後もきちんと継続して実施してまいります。また、学習機会の創出といたしましては、令和５年度から開始させていただいておりますゆざ湧水学習会を継続して実施してまいります。今年度は、合併70周年記念事業といたしまして、小中学校で総合学習の時間を使いまして、本町で取り組む農業の現状や食材について理解を深め、地元食材の魅力を再発見、再認識してもらうことを目的に、子供たちに対して学校給食ゆざごっつぉの日学習会を初めて開催させていただきました。その中で、中学校においては湧水保全を含めた環境学習の一環といたしまして、水循環保全や自然エネルギーに関する講話を行ったところでございます。次年度以降につきましても同様の事業を計画しておりますが、小学生も含めて湧水保全を中心とした子供たちへの環境学習を継続して実施していきたいと考えているところでございます。また、今後は多くの町内外の方々に遊佐町の湧水や水循環について知っていただけるよう、周知活動にも力を入れていきたいと考えております。具体的な今後の展望といたしましては、水循環保全の周知のためのキャッチフレーズ作成や水循環保全条例に定めます水循環遺産を用いた周知活動を考えております。

次に、共存の森保全活動につきましては、平成26年に設立いたしました共存の森運営協議会が中心となり、森林再生を中心とした森づくり活動を行っております。これまでも、皆様ご承知のとおり、生活クラブ連合会、ＪＡ庄内みどりと連携し、クラブ員、組合員、町民の方々へ周知を図りながら、下刈り、枝払い、植生調査、森林学習会開催などの活動を行い、環境整備の意識啓発に取り組んでまいりました。今後も関係団体と連携し、継続して取り組んでまいります。また、民有林に対する対策につきましては、現状では遊佐町で外国資本による水源地の購入に対する規制は残念ながらございません。森林法第10条の７の２に規定する森林の土地の所有者届出書によって所有者の動向を監視しつつ、外国資本による購入の状況につきましては山形県と年１回の情報共有を行わせていただいております。遊佐町水循環保全条例に定めます水源涵養保全地域においては、県が平成25年に制定いたしました山形県水資源保全条例によりまして土地取引の事前届出が必要となり、遊佐町水循環保全条例では水源保護地域、水源涵養保全地域における開発行為については条例に定める事業の規制を行っております。民有林の購入に対します直接的な規制はございませんが、条例により購入しても開発ができない可能性があるため、外国資本などによる購入抑制に一定の効果があるのではないかと考えられます。

以上、壇上からの答弁とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

議　長（髙橋冠治君）　　５番、渋谷敏議員。

５　番（渋谷　敏君）　　町長答弁、ありがとうございました。続いて、自席から質問させていただきます。

それでは、所管でございます企画課に質問をしてまいります。よろしくお願いいたします。2022年12月の鳥海山湧水フォーラム開催後の翌年の３月に、第３次遊佐町環境基本計画が策定されました。改定の趣旨の中で、環境保全に関する基本的な計画を示すことにより環境問題についての意識の共有を図り、町民、事業者、行政が連携して環境保全活動を推進していく体制を築いていくこととしてございます。2013年に遊佐町の健全な水循環を保全するための条例が制定され、町の水源涵養区域としている地域のうち、国有林を除く特定の区域を森林の機能維持と保全を図る目的で、水源涵養区域として民有林の約33.2％に当たる1,859ヘクタールを設定した経緯がございます。当時から12年が経過していますが、この間この水源涵養に係る湧水の水質、水量調査と分析についてどのように取り組まれてきたのかお伺いいたします。

議　長（髙橋冠治君）　　渡会企画課長。

企画課長（渡会和裕君）　　お答えいたします。

これまで町が行ってまいりました調査につきまして、説明をさせていただきたいと思います。まず、町が行っている調査何点かございますけれども、項目を挙げさせていただきたいと思いますけれども、１つ目が横堰の水位等の観測調査、こちらは平成22年度から行っておるものでございます。２つ目としましては、白井の水源湧水量調査、こちらは月１回、令和２年度から４年度まで行っておりました。こちらは、２年度から４年度に関しては、職員が週１回現地に赴きまして調査をしていたものでございます。それ以降は、委託という形を取らせていただいております。そのほか採石場の湧水水量調査、吉出山周辺の湧水の電気伝導度、水温調査、こちらも行ってございます。そのほか吉出山周辺の湧水水質調査、こちら５か所の水質について調査を行いまして、原水の全項目調査ですとかヘキサダイヤグラムの作成を委託でお願いをしております。そのほか遊佐元町湧水の水質調査、元町地区の部分では14か所こういった調査を行っております。あと、そのほか入り込み数の調査も行っておりますけれども、こちらは牛渡川ですとか胴腹

の滝においでになる皆様の数、こちらを赤外線のカウンターを設置をさせていただきまして、各エリアへの入り込み数を集計、記録させていただいております。近年といいましょうか、令和５年度から始めた調査が１つございます。雨水の採取調査ということでございますけれども、こちらは湧水フォーラムの中で専門家の先生からのご提言もございまして、令和５年度から実施をしているものとなりますけれども、しらい自然館に雨水の採取装置を設置しまして、月ごとに雨水をためまして、そちらを保管しているといったことでございます。調査の目的でありますけれども、調査の目的といたしましては、平時、ふだんの湧水の状況を記録しておくことという目的でさせていただいております。現状でいきますと、調査結果を基にして検討ですとか考察まではちょっとできていない状況でございますけれども、横堰水位観測調査は、条例制定以前から実施しておりますので、観測開始時からの変化を見ることが可能だと考えてございます。また、こういった町が集めてまいりました調査結果、こちらをオープンデータ化、広く周知を図り、データを皆様から活用できるようにさせていただいて、多くの研究者にも使っていただくということも検討してまいりたいと思っているところでございます。

以上でございます。

議　長（髙橋冠治君）　　５番、渋谷敏議員。

５　番（渋谷　敏君）　　ありがとうございます。今課長から詳しく説明をいただきまして、私も資料を頂いて、本当にポイント、ポイントでは調査もしていただいているということは確認できますが、やはり今答弁されているとおり、それぞれの調査だけでなくて残念ながら調査の行為そのもので終わっている部分が多いのかなという感じがいたします。まず、この湧水というのは家庭の水、それから遊佐町の中央を流れている八ツ面川、こちらの本来の水源になってございますし、もちろん農業用水であるとか、そういった利用を含めますと先ほど申し上げたこの水環境というのは森林環境にも大きく影響するということが言われてございまして、この科学的調査というものは当然に必要なものであるということは言われてございます。平成25年、先ほど申し上げました、施行された遊佐町の健全な水循環を保全するための条例でも、科学的知見の充実に努めるとこの条例でも述べてございます。このことから、調査結果に基づくデータの整備、分析につきましては、とても重要なことだと改めて思います。今課長からもお話ございましたが、改めてこのことに関する考えを再度確認いたしたいと思います。

議　長（髙橋冠治君）　　渡会企画課長。

企画課長（渡会和裕君）　　お答えいたします。

現在、これまで町で行っているのは、ただいま渋谷議員がおっしゃいましたとおり、データ収集に終わっているという現状でございます。当然のことながら、そちらを基にした調査、分析を踏まえた次の取組とか、そういったものは動く必要があるかなと思っておりますけれども、やはりそれに関しましては職員ができるわけでもございませんので、専門家の先生のお力をお借りして分析ということを考えていかなければならないなと思っております。また当然予算も伴ってくるものだと思っておりますので、そういったところも確認をしながら次の段階に進めていければなと思ってございます。

以上です。

議　長（髙橋冠治君）　　５番、渋谷敏議員。

５　番（渋谷　敏君）　　ありがとうございます。大切なのは、これからどのようにしていくかということ

だと思います。これまでの経験なり課題を踏まえて前に進んでいただければそれで結構だと思いますが、今答弁いただきましたけれども、このデータ分析に関して専門家というお話もございましたが、そのほかに準備されているようなお考えになっていることがございましたらお答えをお願いいたします。

議　長（髙橋冠治君）　　渡会企画課長。

企画課長（渡会和裕君）　　こちらで、ちょっとデータの分析とまた話が違うのかもしれませんけれども、当然湧水、水の保全活動を進めるためには一部の町だけが行うとか、そういったことではないということでこちらでも思っておりますので、町全体、町民全体で貴重な水を守っていくのだと、そういった機運を盛り上げていくことが重要だと思っております。そういったこともございまして、少しでも多くの皆様から湧水ですとか、水について関心を持ってもらうことを必要としていると考えてございます。遊佐町に住んでいる子供さんから大人の皆さんだけではなくて、近年では遊佐町に興味を持って訪れていただける方も多くいらっしゃいますので、そういった皆様に遊佐の湧水のことをちゃんと知っていただくと、身近に感じてもらえるようにしていくことが第一歩であろうと思っております。湧水、水循環についての周知や啓発活動がとても重要だと思ってございます。

以上です。

議　長（髙橋冠治君）　　５番、渋谷敏議員。

５　番（渋谷　敏君）　　丁寧にご説明いただいて、ありがとうございます。これからの質問しようと思ったことも何か答えていただいているようで、少し変えながら質問を進めてまいりたいと思いますが、まずこの湧水、水循環について、保全活動を進めるということについては共有できている部分かなというふうに思いますが、まずこの中で今説明がございましたが、大切なところだったのですが、町民の方々に関心を持ってもらうという部分でございます。非常に私もこの部分についてはかねてから思ってございますし、私自身ももちろんそうですが、さらなる関心を持って取り組んでいかなければならないという、そのような思いで今回の一般質問のテーマということにもなった経緯がございます。改めて、この町民の方に関心を持ってもらう必要性といいますか、なぜ町民皆さんから関心を持っていただかなければならないのか、こちらをお聞きしたいと思います。

議　長（髙橋冠治君）　　渡会企画課長。

企画課長（渡会和裕君）　　お答えいたします。

先ほども少しお話をさせていただきましたけれども、水循環保全という部分でいきますと町だけでできるものではありませんし、やはりそこに住む、遊佐町に住む皆さん、みんなで考えていかなければならないことだと思っておりますので、そういった意味でいきますとまずは知っていただくこと、そちらを重点として取り組んでいってみんなで守っていきましょう、こういったことに、できれば活動につながれば一番いいのかなと思っておりますけれども、そういった意味で町民の皆様からの共有といいましょうか、ご理解が一番重要だと思っております。

以上です。

議　長（髙橋冠治君）　　５番、渋谷敏議員。

５　番（渋谷　敏君）　　今お話ありましたように、全ての方から知っていただくということが大前提なのかなというふうなところでございますが、今後も気候変動によって環境や作物への被害が非常に懸念され

るという中でございますが、一部のといいますか、知識のある方たくさんいらっしゃいますが、そういう方だけではなくて、もう広く多くの方からこの保全活動に関わっていただきたいという、そういう町のお話でございますが、具体的に町民全体が関わる、この活動に関わっていく、そのようなことをどのような事業展開をお考えでしょうか。

議　長（髙橋冠治君）　　渡会企画課長。

企画課長（渡会和裕君）　　お答えいたします。

町民皆様が関われる活動ということになりますけれども、例えば自宅に出ています井戸水とか、そういったものを定期的に水温を測っていただくとか、日頃から身近にできることを提示させていただいて、そういったデータをこちらで集めるとか、そういったことぐらいかなと、今のところはですけれども、ふだんから水と関われるようなものを何か考えたいなと思っております。

議　長（髙橋冠治君）　　５番、渋谷敏議員。

５　番（渋谷　敏君）　　ありがとうございます。言わば町民参加型のそういった事業展開ということを、私も本当にそのようにしていただければありがたいという思いでございます。まずは、できるところからということになろうかと思いますが、実現に向けてよろしくお願いしたいというふうに思います。

それで、この事業の目指す方向性でございます。そうはいっても、なかなか町民で共有できる方向性というものが共有できていないのではないかなというところでございます。これまでのいろいろな研修あるいは勉強会であっても、やはり参加される年齢層や職業によってもなかなか関心が多様化しているのではないかなというふうに考えられます。そういった意味からも、町のこの水循環保全条例に基づいた湧水保全事業目標に対するしっかりとした町のビジョン、言い換えれば町民がこの保全意識について同じ方向を向けるようなキャッチフレーズといいますか、そういった一つのテーマみたいなものがあれば非常に同じ方向を向きやすいのかなというふうにかねがね思うのですが、そういったお考えというのはございますでしょうか。

議　長（髙橋冠治君）　　渡会企画課長。

企画課長（渡会和裕君）　　お答えいたします。

水循環保全の方向性、ビジョンというお話でございました。こちらといたしましては、町の将来の姿ですとか、目指す方向性と言われるビジョンでございますけれども、こちらは水循環保全条例の前文のところに記載がございますけれども、読み上げさせていただきますけれども、前文の部分になります。鳥海山の健全な水循環がもたらす恵みを将来の町民や町を訪れる人々が享受できるよう、町内の健全な水循環を守り、日本海に裾野を洗う秀麗な鳥海山と清らかな湧水があふれる大地を次代に継承していくことと、こういった記述がございますので、こちらを保全のビジョンということで位置づけておるというものになりますけれども、あと今議員からお話ありました意識を共有するためのキャッチフレーズというようなお話がございました。キャッチフレーズを掲げて同じ方向に向かっていくといったことでございますけれども、まだ現段階では町民の皆さんが意識を共有できるような明確なキャッチフレーズは設けてございません。ただいま提案のとおり、町でもそういったのが必要だなということでは思っておりますので、今後のことになりますけれども、今年度、来年度、今回水循環保全業務ということで地域おこし協力隊も２名委嘱させていただいておりますので、そういったお二人と協力しながら、一緒にどういった手順を踏んでキャッ

チフレーズつくっていくかといったところも相談しながら、何とかキャッチフレーズをつくり上げていきたいなと思っております。

以上です。

議　長（髙橋冠治君）　　５番、渋谷敏議員。

５　番（渋谷　敏君）　　前向きな答弁をいただいて大変ありがとうございます。私も、協力隊の方にお願いするというのは非常にいいかなというふうに同感をしてございます。やはり遊佐町の象徴である鳥海山とこの豊かな湧水環境というのは、今や全国の方々から注目をいただいております。ぜひ実現に向けて進めていただくよう、よろしくお願いしたいというふうに思います。

話は少し余談になりますけれども、先日都会から遊佐町に移住されて30年以上になる方とお話をいたしました。そのときに、遊佐の人は都会の人が買っているミネラルウオーターよりもおいしい水を洗濯やトイレなどの生活用水に使っている、これはすごいことだよと、こういうお話をされまして、言ってみれば全くそのとおりで、早速市場調査をいたしまして、その結果、町内のコンビニで販売しているミネラルウオーターの値段は600ccで税込み110円でございました。意外にも町内で水というのは売れるのだそうです。子供に聞いたら、やはり蛇口の水はおいしいのだけれども、出た先で我々はこのポットといいますか、ああいうのを持ってきたりもするのですが、簡単に若い人たちは買ったりもするという、そういう若者感覚ということもあるのかもしれません。遊佐町でも良質なボトルウオーターができてございますので、大変失礼な話だったかもしれませんが、まずは今回一般的な話ということでこういう市場調査ですので、その辺はご了承いただきたいなというふうに思います。では、都会の人が参考までにペットボトルの水を使って遊佐町並みの水でお風呂に入るとしたら、一体どうなるのかなというふうに計算したのです。これは本当に余談ですので。大体お風呂って200リッターくらいの水ですので、これをミネラルウオーターを使い続けますと１日333本になるのです。１日当たり買った水でお風呂に入ると３万6,630円になるようです。１か月では掛ける30、31でもいいですが、110万円になるようです。これ都会の人から見ると何ともとても羨ましいお話でございまして、我々は110万円のお金がなくてもきれいな水でお風呂にも入れると、こういう水環境ですが、皆さんあんまり考えたことはなかったですよね。私も本当に目からうろこみたいな話だったのですが、これは極端な話ではございますけれども、私たちふだん当たり前のこととして感じていないことって結構多いと思います。この遊佐町のよさって、ほかにもたくさんあるのではないかなというふうに改めて感じまして、そのよさをどんどん発信していかなければならないのだなということをそのとき痛感をいたしました。そういう我々の感覚というところを磨いていかないといけないかなという、そんなようなお話ですので。これは余談でございます。

それでは、質問を進めていきたいと思いますが、次に湧水事業に関する地域おこし協力隊の活動について質問をいたします。去る２月14日の協力隊活動報告会では、各隊員からの報告で臂曲採石場横の水質調査にとどまらず、そのほかにも町内47か所の湧水地点の水質調査をはじめとして、町のブランディング浸透にも関する活動をされているという報告を受けました。そこで、お聞きするところですが、町が考える協力隊の湧水活動というものはどのようにお考えになっているのかお聞きします。

議　長（髙橋冠治君）　　渡会企画課長。

企画課長（渡会和裕君）　　お答えをいたします。

町が考える湧水保全活動はということでのお尋ねでございました。今お話ありましたとおり、今年度９月、お二人任命といいますか、採用させていただいて、水循環保全の部分と情報発信、こちらの２つのミッションということでお願いをしているというものでございます。大枠の水循環保全の啓発活動にぜひ取り組んでほしいというお話をさせていただきまして、内容的には担当と協力隊員いろいろ意見交換等もさせていただいて、これまでの隊員の皆さんの経験ですとか、スキルですとか、そういったものを生かした中でどういった活動ができるかといったところを描いていただいているわけではございますけれども、町としてお願いをしましたのは大枠のところだけとなります。水循環保全という部分を皆さんのほうに分かりやすく伝えていただくといったところをお願いしたいということでございました。やはり協力隊に町として求めていることということになりますけれども、募集の段階でこういった活動に取り組んでいただきたいのだと、町の課題はこういったことがあるので、一緒に課題解決に取り組んでいただけませんかということで募集をしているわけでありますけれども、その具体的な内容については協力隊自身、若い方を採用しておりますので、それは若い方の感覚、あとは町外からおいでいただくということでありますので、移住者としての視点、都会から来ているといったところの視点を持って、独自のやり方を検討していっていただいて、こちらとすり合わせをした上で自ら実践してもらっているといったことでございます。やはり水循環保全の部分に関しては、これまできちんとやってきたことがないので、これからのものというふうに思っておりますので、一緒に活動内容とか実現の手法を模索していきながら取り組んでいきたいと思っております。

以上です。

議　長（髙橋冠治君）　　５番、渋谷敏議員。

５　番（渋谷　敏君）　　実は、この協力隊の活動については所管とも事前に話をした経緯ございますが、やはり私の認識と町で行う事業を進めていく上での認識がかなり違うなという感覚で、先般も１番議員からもそのようなお話が、質問もあったように伺いますが、言わば創意工夫という部分が非常に強いなというところであります。お願いしたいのは、やはり今言われたようにすり合わせです。すり合わせは、やはり幾ら創意工夫をされても、町の方向性とそこは同じ方向を向かなければならない、それは当たり前のことだと思いますので、すり合わせの部分について丁寧に行っていただきたいなという、そういう思いだったものですから、いろいろお話合いをしたというところでございますので、私もその協力隊についてはこれからも勉強してまいりますので、よろしくお願いしたいというふうに思います。

それでは、次に進めてまいりますが、産業課にお聞きしてまいります。民有林の保全についてでございます。岩石採取における裁判で、米だけではなくて生活に必要な水の保全として、町は2013年７月に、先ほど来、健全な水循環を保全するための条例というものを施行してきたということでございますが、問題なのはこの裁判が終わった後はどうなのかということでございまして、これは町民の方も同じ心配をされているというところだと思いますが、思いを風化させてはいけないという、そういうところでございます。遊佐町は森林の約40％が民有林でございまして、行政としては個々の山に規制をかけられない、そのような状況にあることから、臂曲の上を保全エリアとして条例化しても他の地域は言わば無防備の状態と言っても過言ではないかなというふうに思います。また、海外資本による農地取得の実態や2012年から2022年までの11年間で外国人から取得された日本の森林面積は、この11年間で３倍にも拡大しているという実例

があるようでございます。世界の中では水源の乏しい国も多うございまして、日本の水源地というのは格好のビジネスの標的になるおそれがあるという、そういう現実がございます。この裁判の結果は一事例として、今後これほどの危険性をはらんでいるという事実を踏まえることを前提としまして、まず遊佐町が森林全体の１万4,000ヘクタールのうち民有林が約5,600ヘクタール、約40％であります。この民有林の地権者は３万2,561筆、4,513名あるともお聞きしてございます。そこで質問でございますが、町長答弁では森林所有者の動向を監視することと、外国資本による購入について年１回県との情報共有を行っているということでございましたが、差し支えなければその内容をお聞きいたします。分かる範囲で結構です。

議　長（髙橋冠治君）　　太田産業課長。

産業課長（太田智光君）　　お答えいたします。

外国資本の対応について先ほど答弁をさせていただいて、町長答弁にあったとおり、森林法では規定はないということでありますけれども、動向を監視しているというところと、庄内総合支庁森林整備課でありますけれども、様々会議がある際に情報交換をしているというぐらいの認識しかございません。

議　長（髙橋冠治君）　　５番、渋谷敏議員。

５　番（渋谷　敏君）　　これは通告してございませんでしたので、もし内容をお聞きできるのであれば後ほどお聞きしたいなというところでございます。

次、町が規制をかけれない民有林の保全について、ここについてはどのようなお考えでしょうか。

議　長（髙橋冠治君）　　太田産業課長。

産業課長（太田智光君）　　お答えいたします。

民有林の保全、森林管理全体からお話をすれば、なかなか町内全域森林管理行き届いていないというところが現状かと思います。そんな中で、これから今後国で森林管理経営制度というのを進めていくこともありますので、そういう中で今後森林管理、どういうふうに管理していくかというのは非常に重要な課題であるというふうに認識はしております。本町の現状での民有林の保全の考え方としましては、遊佐町森林整備計画というのを定めておりますけれども、その中で水源涵養保全区域における民有林の施業方法を定めておりますので、その内容に従い適正に管理されるよう、町としては周知、指導をしていきたいというふうに思っているところであります。

以上であります。

議　長（髙橋冠治君）　　５番、渋谷敏議員。

５　番（渋谷　敏君）　　ありがとうございます。今説明ございましたが、これからこの水源涵養について質問させてもらいます。

まず、平成25年３月に遊佐町環境基本計画によって、民有林の約33.2％に当たる1,850ヘクタール、こちらを水源涵養保全区域として指定しました。冒頭の町長答弁では、県の水循環保全条例によって条例に定める事業の規制を行うとしてございますが、この遊佐町の水源涵養区域について開発行為の規制ができるのでしょうか。

議　長（髙橋冠治君）　　太田産業課長。

産業課長（太田智光君）　　その件につきまして、現在把握しておりませんので、後ほど答弁させていただきます。

議　長（髙橋冠治君）　　５番、渋谷敏議員。

５　番（渋谷　敏君）　　できる、できないによってこれからの質問に変わる可能性もあるのですが、１つはこの涵養区域、一定程度の規制があるということは言われておりますので、これは決して無防備なものではございません。開発行為に対するものでございます。もし仮に一定程度の規制ができるのであれば、さらにこの涵養区域というのは面積を広げることができるのでしょうか。

議　長（髙橋冠治君）　　太田産業課長。

産業課長（太田智光君）　　水源涵養区域の指定について把握をしておりませんので、それについても後ほどお答えさせていただきます。申し訳ありません。

議　長（髙橋冠治君）　　５番、渋谷敏議員。

５　番（渋谷　敏君）　　それは、後ほどお答えいただいて十分だと思います。私も勉強中でございますので、それを踏まえていかに最低でも涵養区域を守るということが町の重要な使命だろうなというふうに思いますので、後ほど情報提供いただければありがたいというふうに思います。

次に、共存の森の関係で同じく産業課に質問をさせていただきます。遊佐町は、水環境の役割を果たす山林、原野等を保全することで町民の生命と健康を守ることを目的としたことで、シンボル的な場所として14ヘクタールを共存の森と命名したという、そういう経緯は冒頭私も申し上げたところでございますが、また2006年に鳥海自然ネットワークが当時県内の初のトラスト運動として、採石場に隣接する山林46ヘクタールを購入して、地元住民や生活クラブ組合員などが保全管理を行ってきた経過がございます。これは、胴腹に行くところのもう少し上のところにあります。これまでの活動の中で取り組んできたことを今後も伝え続けていくということは、本当に私どもに課せられた重要な課題であるというふうに思います。このことに関する情報発信は非常に大切なことだと思うのですが、今後どのようにされていくお考えか伺います。

議　長（髙橋冠治君）　　太田産業課長。

産業課長（太田智光君）　　お答えいたします。

共存の森保全活動、これまでも生活クラブ連合会、ＪＡ庄内みどりと連携して実施をしておりますけれども、今後も継続して事業を実施してまいりますが、事業につきましてなかなか近年では募集をかけても参加いただける方が少ないということもありますけれども、そのような年間を通した活動、やはり周知が足りていないというふうには思っておりますので、広報等でももっと周知を図りながら、水源保全と森林保全、議員おっしゃるとおり一体のものというふうにも考えられますので、今後でありますけれども、近年であれば遊佐小学校のほうに緑の少年団、現在統合した遊佐小学校ですけれども、旧藤崎小学校には緑の少年団があって、統合によりまして緑の少年団というのを組織、活動というふうになっておりますが、そちらの少年団と一般の方との共同活動、これについては実際は活動場所は共存の森の場所ではなくて、西浜の砂丘地にある林帯が中心となりますけれども、そういうところでも活動もしながら環境整備、森林整備についての意識啓発に努めていきたいというふうに考えているところであります。

以上であります。

議　長（髙橋冠治君）　　５番、渋谷敏議員。

５　番（渋谷　敏君）　　ありがとうございます。今丁寧な答弁いただいたとおりでございますし、あとは

先ほど来企画との情報提供、町民に対するそういった周知も一体となってやっていけばなお広くできるのかなということを思いますが、お答えは必要ございませんが、そのように思った次第でございます。これまで多くの方々のご尽力でこういった環境保全エリアを守り続けた大切な森林でございますので、絶対にやはり風化させてはいけない。そして、次世代に語り継ぐ必要性、こういったところを行うためにも情報発信というのは非常に大切なことだと思いますので、本気で向かっていただくようよろしくお願いしたいというふうに思います。

次に、企画課に質問をさせていただきますが、冒頭町長答弁でいただきましたが、改めてお聞きしたいことがございます。７年度の施政方針によれば、町条例等の整備に向けた研究を進めて、町民と共に共存の森保全活動や水質、水量調査を継続して行い、学習会等で情報発信することで豊かな水循環の保全に努めるとしてございます。実は、このようなことは以前からも述べられていた懸案事項ではないかなというふうに思いますが、改めてこれは継続事業なのか、それともこれは７年度に力を入れてやっていただくものであるのか、もしあればこの７年度具体的な施策があればお聞きしたいというふうに思います。

議　長（髙橋冠治君）　　渡会企画課長。

企画課長（渡会和裕君）　　お答えいたします。

ただいま７年度の施政方針案についてのお尋ねでございました。これまでやり取りもさせていただきましたけれども、科学的な調査については継続して実施していくということで考えてございます。あと、令和５年度から実施をしておりますゆざ湧水学習会、こういった皆さんから湧水について理解を深めていただけるような場も継続して行いたいと思っております。湧水についてもいろいろな切り口があるのではないかと思っておりますので、いろいろな視点から学習会も継続したいと思っております。やはり事業をいろいろ進める上に当たっては人的体制も必要だなということでありまして、地域おこし協力隊も今年度２名委嘱させていただきましたので、このお二人と連携しながら、先ほどもご提案いただきましたキャッチフレーズの作成を取り組んでみたいなと思っております。湧水、水循環について皆さんから広く知ってもらえるような周知活動には力を入れていきたいと。こういったことの取組については７年度限りのものではありませんし、若干体制も整ってまいりましたので、７年度からきちんと動き出したいというふうに思っているところです。ただ、現状としてまだ、職員もそうですけれども、知識、人員、お金の面、全てが不足しているなというふうにこちらでも受け止めておりますので、あらゆる関係性ですとか資源を活用しながら事業を進めていきたいということで思ってございます。

以上です。

議　長（髙橋冠治君）　　５番、渋谷敏議員。

５　番（渋谷　敏君）　　ありがとうございます。何点か７年度の新しく向かっていただく方向性も今答弁していただいたというふうに理解します。

それでは、副町長にお聞きしたいというふうに思います。今所管からお話ございましたように、資金面のことがございました。まず、この水循環保全事業については、所管ともいろいろこれまでも話合いをしたその中で、知識、人員、資金面での全てが不足しているということでお聞きしてございます。今後関連機関との関係性や資源をフル活用して事業を進めていく上で、こういった知識、人員、資金の不足面をどのようにクリアをして事業を進めていくお考えなのかお聞きしたいと思います。

議　長（髙橋冠治君）　　池田副町長。

副町長（池田与四也君）　　お答えします。

人員、資金面の不足ですね。金がなければ知恵を使ってということもあります。これまでの経過から経過を踏まえても、できることは今申し上げたとおり、知恵を使って、汗を流してやれることというのはまだまだあるのだと思います。協力隊を巻き込んでということも先ほど来ありました。各種団体の協力を仰ぎながら、あるいは国、県に要望をしながらという行動の仕方もあるのだと思います。例えば国に対しての働きかけという点で、国ではちょうど25年、条例が制定をした後だったと思いますが、水循環基本法を制定しました。ただ、それはその法名が示すとおり理念にとどまるもので、我々が期待するのはその先、実定法であります。規制に伴うもの。この要望をその当時は関係機関に働きかけてきたということもありますし、法律でいえば自然公園法の改正という働きかけもしました。いわゆる何の規制もかからない白地のエリア、そこを規制が働くエリアに指定をすると。ただ、非常にハードルが高いということはございます。でも、将来において時間をかけてもそこは諦めずに取り組んでいくというのがこれからの町のスタンスの一つであろうかなと思います。県の条例も同じ時期に制定されて、それは先ほど紹介あったとおり、県内でも外資からの土地の買収というようなことが、そういった行為がありまして、それを抑制していこうというふうな動きの中で、それも一つの理由として県条例の制定に至ったということもありますし、町から県への働きかけということもあります。これからも県条例と町条例を連動させていくという、情報共有ということも含めて大変重要になってくるのだと思いますし、町の条例でいえば公有地化をするという規定もできるという規定もございます。今もって当該係争地は事業者の所有地というようなことで、開発のリスクを持っております。事業申請のリスクもあります。そうしたときに、また町の条例を発動させて行政処分を働かせるとしたときにまた裁判ということも考えられるのです。当時、25年条例制定から始まってというか、またいで公有地化の動きもしましたが、覚書を締結するなどして事業者と協議を進めて、結局覚書の実行には至らなかったというふうなことも踏まえれば、その他民有地部分はあの当時であれだけ騒いでいても当該事業者に売っていく町民の皆さんがいるのです。本当悲しかった、残念でしようがなかったのですが、でも実際はそうなのです。ですから、盛んに町民の皆さんに対する啓蒙、啓発が重要であろうと。非売運動をしたいくらいだったのですけれども。というふうな、公有地化に向けたいろんな取組もできるのだと思いますし、条例行為でいえば課題の一つであります農業遺産の指定というようなこともあります。横堰の話も先ほど紹介ありました。豊富な水をたたえるエリアの白井地域の農業あるいは生活を支える貴重な水、それは歴史に彩られた横堰の存在が大きいというようなことで、そこは候補に挙がっている、その候補をいかに農業遺産に指定していくかというような課題もございます。そういったところの取組を一つ一つ実行していくことかなというふうに思います。

以上です。

議　長（髙橋冠治君）　　これにて５番、渋谷敏議員の一般質問は終わります。

６番、本間知広議員。

６　番（本間知広君）　　それでは、私のほうから、今日２番手でございます。質問いたします。

今回は、観光施設の長寿命化についてということで質問いたしますけれども、まずちょっと毛色は違うのですが、埼玉県の八潮市で起きた道路陥没事故というのは皆さん記憶に新しいかなというふうに思いま

す。これは、インフラの地下の構造が要因の一つとなって、人身を伴う本当に大変大きな事故となってしまいました。東京オリンピックに象徴されます高度経済成長期以降に造られたインフラ、これが悲鳴を上げている状況であるかなというふうに思っております。これは全国的な話でありまして、インフラの老朽化が本当に特に財政面で大きな課題となっている中でこの八潮市の事故は起きてしまいました。このようなことは、これまでも各地で大小問わず起きてきているのだというふうに推察いたします。町には遊佐町公共施設等総合管理計画という計画がありまして、それに基づいて例えば上水道でありますとか、下水道でありますとか、橋梁、橋でありますとか、そういったものの長寿命化計画を策定して、現在も事業を行っている状況であります。しかし、観光施設、これについてはそういった長寿命化みたいな計画はなくて、修繕でありますとか必要な工事などを施しながら、いわゆる年度内の補正で対応をしている現状であるというふうに私は認識をしております。ちなみにになりますけれども、具体的な数字で、これ工事請負費だけです。いわゆる事項明細書的にいう工事請負費だけであります。令和５年度と６年度でちょっと数字を出したいと思いますが、令和５年度の５月定例会では、工事請負費はございませんでした。同じく令和５年度９月の定例会では1,577万円、これは観光施設の基金のほうから拠出をしておりました。12月定例会では838万円、３月の定例会では570万円であります。６年度に入りまして、６月の定例会で１億2,000万円、これは事業債で賄おうということでありますが、内容が河原宿の避難小屋整備ということ、まだこれは繰越しということでございますので、整備はされておりませんけれども、そのときに６月の定例会で出された数字ということで理解をしていただければなと思います。次に、10月でございます。10月の定例会2,560万円、これも年度の基金から繰入れ、この金額が基金から繰入れでございました。12月が650万円であります。今回３月の補正でございますが、先ほど申し上げました工事請負費というものはございませんでしたが、皆さん概要書なんか見て承知していると思いますので、そのほかにも修繕だとか何だとかというのでだあっと書いてあるような状況だということであります。

それで、観光施設の修繕についてなのですが、一般的に補助のメニューがないということ、観光施設で何かするというふうになれば、つまりほぼ全額一般会計からの繰り出しになっているということでございまして、これも計画の策定がしづらい要因の一つかなというふうに思っているところです。ただ、今後高速交通網、高速道路もつながって、新しい道の駅、これも整備されて、いわゆる交流人口というものが増加をしていくのではというふうに思われる中で、恐らく来町された方々は現在ある町の観光施設、これを利用するという流れになっていくのだろうと思います。それで、再度来町された方々、また再度来町してもらうという観点からいっても、今まで以上に各施設の重要度は増していくのだろうというふうに考えます。重ねて言えば、冒頭でお話をした老朽化による、いわゆる重大な事故は起きてはならないというわけでありますので、併せてしっかりとした計画の策定というものが必要であるというふうに私考えております。言葉が悪いかもしれませんけれども、壊れてから直すというようなある意味後手の対応だけではなくて、遊佐町の観光をこれからどうしていくか、こうしていこうというような先手の対応をしていくこともやはり必要だなというふうに考えます。このことにつきまして所見を伺いまして、私の壇上からの質問といたします。よろしくお願いいたします。

議　長（髙橋冠治君）　　松永町長。

町　長（松永裕美君）　　それでは、６番、本間知広議員の一般質問に答弁させていただきます。

議員よりご質問いただきました遊佐町観光施設管理計画の策定についてお答えさせていただきます。現在管理している観光施設は、議員おっしゃるとおり築年数が長いものが多く、直近で建築されたしらい自然館でさえ築年数が19年経過した施設になっております。施設の修繕につきましては、施設の中でも規模が大きい遊楽里や多数の温泉設備などを有するあぽん西浜において、修繕の頻度や費用が多くなる傾向にございます。また、築年数が経過する施設につきましては、その状況によって大規模修繕が施されております。ご指摘いただきました観光施設におきます遊佐町公共施設等総合管理計画に基づきます長寿命化計画の策定でございますが、所管する施設における令和４年度に鳥海温泉遊楽里長寿命化計画を策定いたしましたが、そのほかの施設では策定されておりません。鳥海温泉遊楽里長寿命化計画では、平成23年の屋根改修及び平成26年の外壁改修などにより、建物外部、内部においての著しい劣化は見受けられませんが、建具、防水について計画的な更新、補修が必要である。構造体においては、コンクリート圧縮強度試験の結果、設計基準強度を満たしており、中性化試験においても良好な結果と判断される。しかしながら、電気設備において各設備の機器類などが耐用年数及び経年劣化による更新時期を迎えており、計画的な更新、補修が必要と判断される。また、空調をはじめとした機械設備も劣化が目立ち、機器本体の能力低下が見受けられるため、同じく計画的な更新、補修が必要と判断されると指摘されております。また、これら指摘事項に対します更新、補修を実行し、これから20年程度の長寿命化を図るには約10億円程度の改修費用を要すると導き出されております。ただし、この指摘事項の全てにおいて対応が必要というわけではありませんので、施設にとって何が必要なのか、不要なのか、取捨選択をしながら計画的に進めていく必要があると考えております。

現在は、利用者皆様の安全確保を最優先としつつ、施設の収益が大きく損なわれないための施設維持に重点を置いた修繕などを計画し、それによる当初予算への計上をさせていただいております。また、突発的に安全確保に支障を来す事象が発生した場合には、その都度緊急対応として補正予算での措置を取らせていただいているところでございます。これまで計画を策定した遊楽里について説明させていただきましたが、同じくあぽん西浜、大平山荘、しらい自然館など規模が大きい施設をはじめ、そのほかにも管理する施設がございます。いずれも、建築年数が経過している施設になっております。これらの施設につきましては、計画策定がなされてはおりませんので、施設の長寿命化はもちろん、施設が長寿命化に耐え得るのかどうかの調査もされておりません。議員のご指摘にあるとおり、施設の老朽化による重大な事故を防止するための計画の策定や先手の対応はとても重要であると考えております。多数の観光施設がございますので、その施設の性質をきっちりと見極め、長寿命化施設として改修された先の活用性も考慮した上での計画の策定とその後の予算の平準化も見据えた計画について検討いたしたいと考えております。

以上、壇上からの答弁とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

議　長（髙橋冠治君）　　６番、本間知広議員。

６　番（本間知広君）　　それでは、自席のほうからも質問いたします。

ただいま答弁いただきました。遊楽里については、令和４年度に計画策定ということでありました。具体的な金額も出ております。残念ながら、まだそのほかというのは取り組んでいないという状況のようであります。ただ、その後予算の平準化も見据えた上で計画を検討するとの答弁をいただいておりまして、これ今回まだ考えていない状況の中で今それぞれ観光施設が出されましたけれども、個別に計画を質問し

てもなかなか無理があるかなというふうに思いますので、答弁でも少しありましたけれども、どのような考え方で取り組んでいくのかというところを、現在の段階で検討する中身みたいなものがあれば、話せる範囲で結構ですので、加えてご答弁をいただきたいと思います。

議　長（髙橋冠治君）　　渡会企画課長。

企画課長（渡会和裕君）　　お答えをいたしたいと思います。

今後の整備に向けての検討をどのようにというお話だったかと思います。やはり建築年数が経過している施設ですとか、複雑な設備などを伴っている施設が計画を策定していく上で優先順位が高くなるのではないかなと思っております。規模が大きいものということになると思うのですけれども。例えば大規模な改修等も施されてはおりますけれども、大平山荘については昭和49年度でしょうか、建築されてございますし、その後昭和62年度にはあぽん西浜が建築されておる状況でございます。こちらが、築年数を大分経過している施設ということになってございます。また、複雑な設備を有する施設としてこちらで把握してございますのが、重複となりますけれども、あぽん西浜、そのほか特殊な構造となっているものとしましてマルチドームふれんどりぃなどがございます。今挙げた施設を優先的に、さらにその中でも総合的に判断をして、計画策定に向かっていかなければならないと考えておるところです。

以上です。

議　長（髙橋冠治君）　　６番、本間知広議員。

６　番（本間知広君）　　あぽん西浜、ふれんどりぃというお話がありました。ふれんどりぃですが、具体的にちょっとお話をしますと、構造上パイプがあって、その上にテントが張ってあるのですが、そのパイプの塗装、これが今続々と剥げ落ちている状況で、使用しているさなかもぱらぱらと塗装が落ちてきたりとかするような状況であります。あぽんについては言わずもがななのですが、補正のほうでも少しお話がありましたので、割愛をいたしますけれども、やはりかなりの金額をかけて補修をしてきている経緯がございます。答弁の中にもありましたのですが、計画策定がなされていない影響で長寿命化に耐え得るかの調査もされていないということでありまして、もしこれ調査をして耐えられなかった、耐えられませんという場合は建て替えか取り壊すかというような話になっていくのかなというふうに想像するのですが、真っ先に思い浮かぶのが再三出ておりますあぽんでございます。整備されたのが昭和の最後のほうということでありますので、先ほども申し上げましたが、様々な修繕を行って、またお金も大分かかっている施設でございますけれども、そういったことも含めて長寿命化に耐え得るかというところのご所見があればちょっとお伺いをしたいと思います。

議　長（髙橋冠治君）　　渡会企画課長。

企画課長（渡会和裕君）　　お答えいたします。

今後長寿命化計画、個別施設計画と言われるものとなりますけれども、そちらを策定する上で当然施設の現状の確認から始まるわけですけれども、現状確認をした際に、例えば主要構造部分に深刻なダメージとか、そういったものが見受けられ、補修ができないといったような状態であるという判断も出てくる可能性はあるかとは思うのですけれども、そういった場合には当然利用されるお客様の安全のため、取壊しですとか、もしくは建て替えするかといったような選択を迫られることになるのであろうということは考えております。そうした場合におきましては、その施設の設置目的を再度見詰め直して、現在の情勢に沿

った形で判断していかなければならないと思っております。再三あぽん西浜が例に挙げられますけれども、確かにこれまで修繕に費用をかなり投じてきた施設でありますけれども、町民の健康増進を目的として設置した施設でございますので、入浴料金につきましてもなるべく据え置いた形で町民の雇用と交流、憩いの場としてその存在意義を果たしてきた施設でもございます。その施設が仮に取壊しと建て替えと判断された場合に、やはり町民の今後の健康増進、これを目的とするならば、修繕費を投じてきた施設であっても建て替えという判断も一つの方向性、選択肢の一つとしてあるのではと考えておるところです。逆を申しますと、今の時代に沿っていないと判断されれば取壊しということにもなっていくのかなと思っておるところです。

以上です。

議　長（髙橋冠治君）　　６番、本間知広議員。

６　番（本間知広君）　　今の時代に合っていなければ取壊しもという話でありますけれども、そういうことをしていく一番取っかかりが、やはり計画を立てていくということになると思います。早急な形にはなりづらいところもあるのかもしれないのですけれども、そこは承知をしているつもりなのですが、しっかりと町に必要なもの……例えば計画をしていく中で不必要なものというものはないのかもしれないのですけれども、対応していったほうがいいということ、先ほど申し上げた、やはり遊佐町の観光をこれからどういうふうにしていくかということも含めて、そこはしっかりと取り組んでいただきたいところだなというふうに改めて思ったところであります。同じようなところで副町長にもお話を聞きたいなというふうに思うのですけれども、よろしいでしょうか。時間もたっぷりありますので、よろしくお願いいたします。

議　長（髙橋冠治君）　　池田副町長。

副町長（池田与四也君）　　答弁させていただきます。

冒頭ありましたとおり、後手を踏むのではなく先手でということ、それはもちろん誰しも共有、共感できるものであります。やはりしっかりと計画に基づいて改築、改修をしていくというのが１つ大きな柱になってくるのかなと思います。ただ、今企画課長の答弁にもあったとおり、それから再三個別計画の話もありましたが、これからの第９次総合発展計画にどう計画を引き継いでいくか、そしてその中でどう長寿命化計画を反映させていくかという考えの一つに、長寿命化計画の中にもあるわけでありますが、現下の高齢化、少子化、そして人口減少という、やはりこの大局をまずは踏まえるということになってこようかと思います。人口構造の変化、それからニーズの変化が進んでいるということを織り込んでいかざるを得ないのかなと。一口に言えば、やっぱりサービス、行政のコンパクト化ということは避けられないのだと思います。そうしたときに、他の自治体で一部取り組んでおりますが、計画策定において……ちょっと計画の名前は忘れましたが、今後自治体の施設を維持していくもの、あるいはスクラップしていくものをあらかじめ選別してしまうという、そういった計画を立てておるところもございます。果たして遊佐町になじむのかどうかは別として、そういったところも念頭に置きながら、全体の計画、総合発展計画づくりをしていくことになるのかなと思います。決して話を矮小化するつもりはありませんが、例えばあぽんの前の道路を挟んで向かいに足湯ございます。それから、公衆トイレがあります。冬使っていないのです、ほとんど。しっかりとしたニーズ調査はしていないのですが、でも衛生管理をしていると、業者に委託をして毎日掃除をしているという状況があります。必ずしもこれをすぐスクラップするという話をするつもり

は全くありませんが、そういったニーズの変化というか状況を踏まえて、管理の仕方というのもこれは課題になってこようかなと。今のところ、来冬からは閉鎖の方向で考えているというようなこと、こういった取り組み方ももちろん出てこようかなというふうに思います。何といっても、最終的には財源が問題になってきます。一部皆さんの中にも、今回のこのテーマではないのですが、１人でも利用者がいるのだったらやっぱり継続すべきだとかというご意見がある方もおるのです。それはそれとして100％否定するつもりはないのですが、やはり我々は需要、ニーズ、時代の変化に応じて英断をしていくということであろうかなと、みんなで知恵を出していきたいなというふうに思います。

以上です。

議　長（髙橋冠治君）　　６番、本間知広議員。

６　番（本間知広君）　　株式会社さんのほうの社長もしておられるので、もう少しどろどろした話も出てくるのかなと思ったのですが、とにかくそういった計画、財源が一番大変なのですけれども、そこを何とかクリアをしながらこつこつと取り組んでいっていただきたいというふうに思ったところです。観光施設といいますか、やっぱり遊佐町は鳥海山ということでありまして、鳥海山にも山小屋等のいわゆる純然たる観光施設と言えるかどうかというところもあるのですが、そういった登山客用の施設がございます。壇上でも話しましたけれども、河原宿の小屋が老朽化ということで避難小屋をこれから整備する予定であるわけですが、そもそも登山客が増えている中で交流人口、観光人口が増えていけば、登山者も当然もっと増えていくのかなというふうに思いますけれども、よく出てくるのがトイレでございます。河原宿の山小屋については、避難小屋として新たに整備するのだというお話であったり、そういったこともあるのですが、トイレも含めたその他の山の施設について、同じくどのような考え方なのかなということでちょっとご所見を伺いたいと思います。よろしくお願いします。

議　長（髙橋冠治君）　　渡会企画課長。

企画課長（渡会和裕君）　　お答えいたします。

鳥海山の施設についてのお尋ねでございました。山岳施設につきましては、まず大物忌神社が運営する山小屋でございます御浜小屋、山頂の御室小屋のそれぞれに併設する公衆トイレ、あと町営の山小屋であります滝の小屋及び併設するトイレがございます。今回のお話も出てまいりましたけれども、避難小屋として建設予定でありました河原宿にも公衆トイレがございます。山岳施設につきましては、物資の運搬が容易にできるものではないということでございまして、春の際には荷上げ、秋には荷下げ、荷下ろし行っておりますが、そちらはヘリコプターを使っての運搬ということになっております。そうなりますと補修が必要だということとなりますれば、その荷上げ等の時期に合わせて物資を上げるなどの段取りが必要になってくるということでございます。しかしながら、それぞれの山小屋には管理人が常駐なりおりますので、シーズン中であれば施設の安全点検を常に実施してくださっております。その際に不具合が見られれば、次のシーズンに向けて補修できるように準備を整えるといった流れで対応させていただいております。また、それに加えまして山で活動してくれる皆様いらっしゃいまして、半ばボランティアという形で修繕、維持管理、こちらに協力してくださっておりますので、苛酷な山岳環境、苛酷な環境の中にあっても安全が保たれているといったことで認識をさせていただいております。また、施設自体がそんな複雑ではないということを、簡易的な造りでありますので、管理は比較的しやすいといった面がございます。これから

も日々の点検と早急な補修対応を継続していくことで、長寿命化につなげたいと考えております。

以上です。

議　長（髙橋冠治君）　　６番、本間知広議員。

６　番（本間知広君）　　そもそもそれほど大規模といいますか、大がかりな建物というものはない、そういうのではないということは認識をしているわけでありますが、ちょっと蛇足になるかもしれませんけれども、山に入られる方が多くなってくるとそういった方々をさばき切れない、入り切れないみたいなところをもやっぱり出ているときも、今もあるわけですけれども、もっとそういった場面が増えていくような、そんな気もしております。ただ、ちょっとこれも蛇足になりますが、昔私が中学校の頃、山岳部というのがありました。部活の一環で山に入って、では何をしているのかというと、例えば山道の刈り払いであったり、維持であったり、例えば山小屋の掃除であったりというようなことをやっていた記憶があります。そういった流れといいますか、そもそも考え方の根底にそういったことがあるので、いまだにそういった半ばボランティアというようなことが実現できているのだろうなというふうに想像しておりますけれども、これ多分に漏れず少子化ということで、そういった請け負って担ってくれる方が今後少なくなっていくということも予想されます。ボランティアで賄えるかどうかというところも、今後どうなのかなという気もいたします。いろんな話があるので、終わりますけれども、とにかく人がいなくなるのだけれども、多分そのときに入ってこられる方々が増えていくということをやはり念頭に置きながら考えていかないといけないのかなというふうに思いました。よろしくお願いしたいと思います。

それで、次、新しい道の駅について聞こうかなと思ったのですが、それの前に新しい道の駅で頭に浮かんでしまったので、お聞きをいたします。ちょっと蛇足になるかもしれません。前に文教産建常任委員会の話合いというか、交流会、町民の方とトークをする機会がありました。それで、そこで出てきたのが一つなのですが、丸池様までの道筋というか、案内ルート、これがどこから教えるかという、その起点にも当然よるのですが、やはり口頭でこう行って、ああ行ってと伝えてもなかなか伝え切れない現状です。皆さん何となく想像できると思いますけれども。あと、案内看板が多分あるのだろうと思うのですが、それもなかなかうまく機能していないような気もしますし、そういった実際意見も出たというふうに私としては記憶をしております。先日行われた地域おこし協力隊の発表の中でもあったのですが、遊佐町に来てどこに行くのだというと圧倒的に丸池様ですよという報告だったように記憶しています。これからちょっと次にお聞きをするのですが、新しい道の駅ということで整備をされるわけですが、まず道の駅に来て、ではこれから遊佐町でどうやって過ごそうかなと考えたときに、滞在する手段、回遊ルート、これのホットライン、道の駅に来たらやっぱり丸池様に行こうと、そういった意味合いも含めて、丸池様まで道の駅からストレスなく行けるような取組をまずは１つホットラインつくっていかなければならないのではないかなというふうにちょっと思ってしまいました。これ一概にそういう話をしても、運営会社さんはこれから計画をしていくわけでありますので、そういう絡みもあると思います。そういう中での話にもなると思いますので、話せる範囲になると思うのですが、どうお考えなのか、ちょっとここでお聞きをしたいと思います。

議　長（髙橋冠治君）　　渡会企画課長。

企画課長（渡会和裕君）　　お答えいたします。

ただいま丸池様までのルート、道の駅から丸池様までストレスなく行けるようなものが必要なのではないかといったご意見でございます。若干新道の駅について少しお話をさせていただきたいと思います。新道の駅でございますけれども、環鳥海をはじめとしまして広域的な周遊観光に対応すべく、現在観光ツアーデスクとしての機能整備も予定しておるところです。加えまして、ユネスコ世界ジオパークネットワーク、こちらへの加盟を見据えておりますので、そちらの情報発信を担う中核拠点施設といたしまして、ジオパークの魅力を国内のみならず世界に向けて発信していくことが構成自治体であります４市町、にかほ市、由利本荘市、酒田市、遊佐町の４市町で確認をされております。また、令和７年度以降でありますけれども、７年度以降につきましては地域再生マネージャー事業補助金、こちらを活用させていただいて、ジオパークを生かしたアクティビティーの造成等も予定をしておるところでございます。新道の駅は、アクティビティーですとかジオツアーの発着点として機能させるために、それらの動線を踏まえた上で丸池様へ案内するための仕組みづくりが必要であるというふうに考えてございます。仕組みづくりのためには、町の観光物産係、あと関係部署、また遊佐鳥海観光協会の皆さん、鳥海山・飛島ジオパーク推進協議会、指定管理候補者であります共同企業体ジオ鳥海パートナーズ様と関係者と調整を図った上で、今後一緒に検討を進めてまいりたいと思っております。

以上です。

議　長（髙橋冠治君）　　６番、本間知広議員。

６　番（本間知広君）　　自分としては、何か看板を分かりやすいように設置していきますとか、そういった答弁なのかなというふうに思ったのですが、結構スケールが大きい答弁だったので、そういったことがあるのであれば絡めながら、とにかく高速を降りて、新しい道の駅に入って、何かして、では丸池に行こうって、あっ、こうやって行くのねみたいな、そういったものが１つできれば、あとは一回道の駅から町内に入って、そこからどういう移動するかというところ、これは移動者の方々のある意味楽しみの一つにもなっていくかなというふうに思いますので、まずは自分としてはそこまでの道案内がしっかりできれば少し状況も変わるかなというふうに思ったものですから、ちょっと質問してしまいました。すみません。

あと、いろいろ道の駅の役割の一つとして答弁にありますけれども、広域的な周遊観光の起点というところもありますので、そこは当然取り組んでいっていただきたいし、やっぱりいかに新しい道の駅に寄られた方を町内に出すかというところの取組は、まずはそこはしっかりと取り組んでいただきたいと。その中で、くどいようですけれども、ひとつホットラインをつくったほうが分かりやすいところがあるかなというふうに思いますので、そこも含めてよろしくお願いいたします。

では次、やっと道の駅のほうに移りたいと思いますが、施設の話です。これまで施設の今後についていろいろと話をしてきたわけでありますが、今度は新しい道の駅が観光施設の一つに加わることになります。当然稼働すれば、ほかの施設同様、維持管理をしていかなければなりません。聞きたいことは、これまでも同じようなことを聞いてきましたが、維持管理の考え方です。建てたら終わりということでは当然ないですし、これまでのように壊れてからの対応ではいかがかなというふうにも思うところです。通常というか、普通はと言うとちょっと語弊があるかもしれませんが、事業者が事業計画を立てるに当たって、例えば建物に対しての修繕、年間予算を立てるときに修繕にどのくらいかかるのかなとか、例えば空調なんかの設備については何年後に更新をしなければいけないねとか、それに大体幾らかかるかなとか、業種によ

っては開店、稼働した何年後、どのぐらいでリニューアルかけていくかとか、外壁とか屋根とか、いろいろあるわけですけれども、とにかく計画を立てて、沿って、それぞれ事業をしているわけでありますので、そういった収益の中で引き当てをしながら資金を確保していくということが一般的かなというふうに思うところなのですが、資産的に所有が町ということになれば、そういったことは町で行うことになるでしょうかと。一般的に運営者が資金を出して、先ほど申し上げましたけれども、また建物も建てて、引き当てをしながら資金準備をするというのが普通かなというふうに思うのですが、そういった指定管理も含めて、倉庫の中身というか、絡みというか、管理をしていく上での中身のことにつきまして、どういう形態になっていくのかなというところでちょっとお伺いをします。

議　長（髙橋冠治君）　　渡会企画課長。

企画課長（渡会和裕君）　　お答えいたします。

新道の駅の維持管理の部分についてのお尋ねでございました。新道の駅におきましては、これまでもご説明させていただいておりますとおり、指定管理候補者による運営を予定してございます。オープン時期としましては令和９年度ということで考えておりますので、令和９年度から令和18年度の10年間、指定管理制度を利用しまして運営をしていただくといったことを想定してございます。指定管理候補者を公募した時点で、町から示しております管理運営基準書というものがございますけれども、そちらによりますと什器備品におきましては、適切な維持管理計画の下、点検、保守を行っていただくということとしておりますし、また建築物、建築設備におきましては、指定管理者が長期修繕計画及び単年度の修繕計画を策定しまして、指定期間において実施する修繕計画を明らかにしていただくこととしております。主な修繕区分としましては、指定管理者が自己責任と費用において実施するもの以外につきましては町が実施するということとなっております。小さな部分については、一定これから協定を結びますけれども、その金額の範囲であれば指定管理者が実施すると、それ以上のもの、大きなものについては町が実施するという形になろうかと思っております。修繕の金額単位ですとか詳細については、指定管理に向けての協定書を今後作成してまいりますので、その中で協議の上、決定をして進めてまいりたいと思っております。

以上です。

議　長（髙橋冠治君）　　６番、本間知広議員。

６　番（本間知広君）　　これまでの私の認識からしても答弁ありましたけれども、小さいものは指定管理者で、大きいものは町という区分だという話なのですが、指定管理に向け協議を進めてまいりますということなのですけれども、いわゆる事業者も事業を行っているわけであります。例えば一番心配なのが、事業者のほうから事業計画に沿った形でこれを更新してくださいみたいな話になったときに、町でお金がないと、ちょっと待ってくれというふうになっていくと、やっぱりまたこれも後手後手になっていく、そこがちょっと不安かなと。財政的に余裕があるわけではございませんので、計画どおりに町のほうで資金を準備できれば話は別なのですけれども、なかなかそこら辺は難しいのだということは当然協議の中で話しされるだろうと思います。例えば１つとしては、事業者さんからも資金協力していただけないかとか、計画どおりに話を進めていく中で修繕費なんか、この辺は何とか協力していただけないかですとか、そういったことも腹を割ってということではないのですが、協議をしながら、常に施設に来られた方が気持ちよく利用できるような環境維持に努めていっていただきたい。そのためにも、しっかりと協議のほうを進め

てもらいたいなというふうに思ったところです。

先日、ちょっと話が飛ぶかもしれないのですが、人口ビジョンの報告がありました。下方修正ということであれなのですが、見直しをして、私が一番最初に人口ビジョンの会議に出たときは8,000人、今回が6,660人ということで、目標の人口の数値がぐっと減っております。観光というのは、やはり一番気軽に知らないところに行く手段、本当に気軽に来れる、移動できる手段だと思っていまして、そこに行って、例えば遊佐町に来て、あっ、遊佐町いいところということで、それだけで移住される、例えば別のところもそうなのだろうと思うのですが、それだけで移住ということになる可能性もございます。再三再四ほかの質問の中でも、遊佐町のよさというのを出していきながら、少しでも人口減少に歯止めをかけていかなければならないなというふうに思っているところでありますので、観光、遊佐町においでいただくということにもっとというか、大切にしながら、来ていただいた方にいいところをしっかりアピールできるようなものであったり、例えば来ていただいて、若い方も含めていろんな町で取組をしようとしておりますので、町に住んでみようかなとか思わせるような仕掛けも併せてやっていったらいいのではないかなというふうに思ったりしております。長寿命化にかこつけてということではないのですが、やはり観光を町としてとにかくどうしていくかというところ、ここを施設側も含めてしっかり考えて取り組んでいかなければならないなというふうに思ったところでございます。

ちょっとくどくど長くなってしまいましたけれども、これで私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

議　長（髙橋冠治君）　　これにて６番、本間知広議員の一般質問を終わります。

午後１時まで休憩いたします。

（午前１１時５５分）

休　　憩

議　長（髙橋冠治君）　　休憩前に引き続き一般質問を行います。

（午後１時）

議　長（髙橋冠治君）　　副町長が所用により退席しておりますので、ご報告いたします。

また、５番、渋谷敏議員の一般質問の中で太田産業課長の答弁保留がありましたので、発言を許可いたします。

太田産業課長。

産業課長（太田智光君）　　先ほど渋谷議員の質問に対して答弁を保留させていただいておりましたので、答弁をさせていただきます。

所管は企画課にはなりますけれども、まず１つ目ですが、水源涵養保全地域では開発行為に対する規制があるのかというご質問がありました。そちらにお答えいたします。水源保護地域、水源涵養保全地域では、水循環保全条例第14条で指定する事業について、規制対象として認定された場合は事業を行ってはならないとしております。１つ目、土石または砂利を採取、２つ目、畜産事業場の設置、３つ目、産業廃棄物処理施設の設置、あとその他ということでありますが、その他土地の形質を変更する事業について協議

対象事業と規定していると。その中で、森林等の水源涵養機能を著しく阻害し、水源涵養量の減少をもたらすおそれがある事業、地下水等の水質悪化をもたらすおそれがある事業、地下水脈を損傷するおそれがある事業、水道水、農業用水または漁業用水の確保に支障をもたらすおそれがある事業を規制対象事業としているということであります。そのため、水源保護地域、水源涵養保全地域以外より厳しい規制となっているということであります。

２つ目の水源涵養保全地域の指定エリアの拡大は可能なのかというご質問でございました。水源涵養保全地域は、水循環保全条例第９条で指定できるとしておりまして、あらかじめ第29条に規定する遊佐町水循環保全審議会の意見を聞かなければならないなど詳細を定めております。所定の手続を踏むことで指定エリアの拡大は可能となっていると、できるという解釈かと思います。あわせて、県条例の水資源保全地域、売買時の届出制度ということですけれども、もありまして、年１回県より新規指定及び指定地域の拡大について照会がありまして、企画課のほうで関係課に確認を行っているところであります。遊佐町においては、水源涵養保全地域と水資源保全地域イコールということで指定をしているところでありますが、市町村によって指定エリアの考え方は異なっていると。こちらのほうも、県条例の所定の手続を踏むことで指定エリアの新規指定や拡大は可能となっているということであります。

以上であります。

議　長（髙橋冠治君）　　それでは一般質問に入ります。

４番、今野博義議員。

４　番（今野博義君）　　第578回３月定例会一般質問に当たりまして、通告に従いまして、私から質問をさせていただきます。

私の初めての一般質問は、令和５年９月の定例会、県立遊佐高等学校存続に関する支援体制と町内在住で町外高校へ通う生徒への支援体制についてと題しまして、支援体制の現状についてお聞きをいたしました。当時とは経済状況も大きく変わりまして、物価高騰や消費者物価指数の上昇により町内全体が閉塞感に包まれているかのような状況の中、遊佐町の予算での事業が遊佐町に住む町民に還元されていないと感じている多くの町民の声をお聞きします。そんな中、教育課所管の遊佐高校支援の会では、令和６年度の新規事業として英語検定受験者への受験料８割支援、短期海外留学への渡航費10万円の補助、利用するＡＩ教材アプリ導入費用と使用料の補助など、新しい支援が加わっております。町の県立遊佐高校支援につきましての町長の理念は以前の定例会においてお聞きしましたので、現時点で町内在住高校生との支援の違いについてお聞きするとともに、今後の支援の可能性についてお伺いいたします。

令和６年12月定例会での町長答弁より、遊佐高魅力化地域連携支援事業は令和４年度決算額約2,400万円、令和５年度決算額約3,600万円、令和６年度予算額約4,200万円と年々支援額が増加してきております。このほかに教育課所管の遊佐高支援の会からの生徒への直接給付などの支援といたしまして、令和５年度では決算額約660万円、令和６年度予算額としまして1,070万円、ほかに産業課所管、インターンシップ事業としてデュアル実践への支援の支出がございます。町としての目標、事業成果の完了、いわゆる何をもって県立遊佐高校支援の事業の完了とするのか、目的地点はあるのかをお聞きいたします。

昨年の大雨災害からの復旧、今後予定される新道の駅建設によりまして町の財政が心配される中、年間支援額5,000万円にも上ると思料される今後の県立遊佐高校支援計画をお聞きいたします。

地方公共団体や産業界との連携、協働するとの答弁は理解しつつも、前回一般質問での答弁にもありました、先日の令和７年度施政方針でも具体的に事業者の固有名詞の発言もございました、一般社団法人への業務委託の予定、計画をお聞きし、私の壇上からの質問といたします。よろしくお願いいたします。

議　長（髙橋冠治君）　　松永町長。

町　長（松永裕美君）　　それでは、５番、今野議員の一般質問に対する答弁をさせていただきたいと思います。

遊佐高校支援の会の主目的は、遊佐高校を存続させ、遊佐高生が遊佐町で活動する中で地域の活性化を目指すこと、地域の中で町の将来を担う人材の育成を図ることにあります。そのため、遊佐高校を選んでいただき、高校生活では学びの環境と機会を充実させることを重視しております。遊佐高校を存続させることは、遊佐町の振興にとって極めて大きな課題であると考え、平成26年度から遊佐高校支援の会を事業主体として就学支援事業に取り組んでまいりました。第２期まち・ひと・しごと創生遊佐町総合戦略の中においても推進事業の一つとして、定員の半数である20名以上の入学者を毎年確保していくことを目標数値に掲げているところでございます。これまで遊佐高生に対する様々な支援事業を実施し、中学校関係者へ向けて支援内容の周知を継続して行っております。支援の会からの支援事業としては大きく分けて３つありまして、１、遊佐高校への入学、通学のハードルを下げるための就学支援金の支給、通学支援としての登下校時のタクシー運行や通学定期券の購入費助成、２、学習活動を支援するための教材や校外学習などへの補助、３、生徒のキャリアに関わる資格取得を支援するための介護職員初任者研修、運転免許証取得の支援がございます。

このような中で、今年度は遊佐高校の独自性の強化といった視点から、高校側とも相談してより生徒の自発的な学びや資格取得、キャリア形成を支援したく、英語検定受験費用、短期海外留学費用の助成といった新たな支援制度を取り入れさせていただいたところでございます。県外及び町外から入学していらっしゃる生徒については一定数の人数を確保できておりますが、地元である遊佐中学校からの入学者数が少ないといった現状にあります。これまでも小中連携、中高連携授業を行ってまいりましたが、小学校統合時から小中高連携して海岸清掃活動を実施したところでございまして、デュアル実践成果発表会には遊佐中学校３年生からも参加いただいたところでございます。町内の児童生徒に遊佐高校の魅力を感じてもらえるよう、今後も小中高生が触れ合える機会を創設していく必要があると考えております。現在の２年生が対象等となる令和８年度入学者に対する県立高校の入試制度が大幅に変更となります。この制度改正により、なるべく早く進路を決定したいとの考え方から、私立高校に先願受験していた生徒の動向など及び国の高校授業料無償化政策も注視しながら、卒業後の進路の開拓なども含めて、高校側と引き続き入学者確保に向けた対応をしっかりと検討していきたいと考えております。また、町外の高校へ進学する生徒の皆さんを対象とした支援につきましても、ただいま現状では行ってはおりませんが、町としては総合的に子育て支援体制の充実と教育の重点的、子供たちへきちんとした様々な教育を受けてもらうという視点からも、未来へ羽ばたく子供の育成にきっちりと取り組んでまいります。本町では、近隣の市町に先駆けて高校生までの医療費を無償化するなど積極的に子育て支援を行い、子育てしやすいまち、子育て世代に選ばれる遊佐町を目指してまいりました。今後も保護者の皆様のニーズや町の課題、そして財源なども鑑みながら、より効果的に子育て支援と教育支援を行ってまいりますので、この遊佐高校支援事業とは別に検

討していくものと考えております。

次に、遊佐高校魅力化地域連携支援事業の現状についてお伝えさせていただきます。予算決算に関する推移について壇上からご質問をいただきましたが、令和７年度における本事業の当初予算要求額は4,263万5,000円で、令和６年度に比べまして41万4,000円減額となっております。この３月定例会でご審議いただく内容ではありますが、令和７年度におきます事業内容といたしましては、県外留学生を寮で受け入れるための経費として住居借上料、光熱水費、留学生の帰省旅費の支援、生活相談員の謝礼などで約2,600万円、留学生の募集に関わる経費として地域みらい留学負担金や全国募集、高校魅力化業務の委託料などで約1,600万円となっております。さて、本遊佐高校魅力化連携支援事業の取組の目的に関しましては、令和５年３月策定いたしました遊佐高校魅力化推進計画に基づき事業を進めております。本計画には、町、高校が中長期的に取り組むべき事業について記載をし、加えて地域留学者や高校魅力化に関する数値目標を掲げさせていただいております。計画に記載されております中長期目標の中での取組内容といたしましては、地域内外からの入学者の確保によります遊佐高校の存続、地域の活性化、高校カリキュラムの充実や産官学連携によります地域人材の育成と確保、県外留学生の受入れを媒介とした若者定着と関係人口増大であります。この事業は、遊佐高校が存続する限りにおいて完了することはないものと認識しております。遊佐高校が地域内外の中学生に選ばれ、地域に根差した高校となるよう、町、高校、遊佐高校支援の会など関係機関と密に連携させていただき、引き続き魅力、特色ある学校づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

また、本事業の成果でございますが、数字として表せるものとしましては、県外留学生の人数がございます。令和７年度入学予定者につきましては、高校の合格発表前のため、具体的な数字は、大変申し訳ないのですが、お伝えできませんが、例年並みに確保できる見込みでございまして、延べ35名超えの県外留学生を受け入れることとなります。令和６年度において、遊佐高校の在校生の３分の１が県外生であることを鑑みますと、県外生の存在なくして高校の存続は図れなかったものと推測されます。加えまして、県外生の関係人口増加の視点も欠かせないと感じております。今年は、３月に卒業した県外生３人が東北公益文科大学を含む山形県内の大学へ進学することが決まっております。また、東北公益文科大学に進学しました１期生をはじめ、昨年卒業した２期生の生徒が昨年の遊佐町の大雨災害に東京からわざわざボランティアに駆けつけてくださったという事例もございます。関係人口の人数としましても、議員皆様もご参加くださった昨年６月開催の若者ビジネス報告会においてお示しさせていただきましたように、魅力化関連では400人もの関係人口が増える算段、または2024年度は計７名の10代から30代の移住、定住している若者が増えているという実績もございます。遊佐町との関係性を継続していくための関係人口の取組によりまして、地域内に若者が行き交う活力ある町づくりのステップに進んでいけるものと感じております。令和６年度におきましては、企画課所管である魅力化事業に関する業務委託としましては、県外生の募集に関する全国募集、ＰＲ業務、遊佐高校のカリキュラムの充実化などを図る教育コーディネート業務、そしてプロジェクトのマネジメント及びコーディネーターの育成業務の３業務を１個人、２法人へ委託させていただいておりますが、令和７年度におきましても一般社団法人ではなく、今年度と同様の業者へ業務委託する予定でございます。

遊佐高校が産業界と連携、協働する施策につきましては町唯一の高校生インターンシップ事業でござい

まして、町内の事業所で半年間生徒が職場体験をするデュアル実践への支援を令和５年度から若者を中心としたビジネス創出事業で行わせていただいております。デュアル実践は、将来地域を支える人材を育てるという観点からスタートし、当初から町産業課と遊佐町商工会も事務局に入りながら実施してまいりましたが、近年受入れ事業者の数の減少や生徒のフォローアップ体制の見直しの課題から事業の存続の危機にありまして、令和５年度から新たな支援策を講じてきたものでございます。来年度は支援の最終年度といたしまして、今年度に設立された産官学連携を推進する一般社団法人に事業を委託し、来年10周年となるデュアル実践を次の10年の継続につなげるための仕組みづくりを遊佐高校、町、商工会、そして一般社団法人が連携して行っていく予定でございます。

以上、壇上からの答弁とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議　長（髙橋冠治君）　　４番、今野博義議員。

４　番（今野博義君）　　ただいまは答弁ありがとうございました。それでは、私から令和２年２月に行われました山形県の県立高校再編整備計画、こちらの一部の改定も踏まえましてお聞きをしてまいります。

それまでの高校の再編計画は、定員の２分の１が２年連続続きました場合は原則その２年後に募集を停止というものでございました。これが令和２年２月12日、当時の山形県教育委員会教育長の名前で発表されまして、一部改定が行われております。原文のまま少しご紹介させていただきますが、１学年当たり１学級の学校については、学校が所在する市町等の意向を踏まえ、学校関係者及び当該市町等で構成する学校魅力化に係る地域連携協議会（仮称）等において学校の魅力化、活性化策を検討し、３年をめどとして実施する。実施後においても入学者に増加傾向が見られない場合は、設置主体を含めた学校の在り方について地元市町と改めて協議することとする。この増加傾向が見られないという表記ですが、注意書きを見ますと、この地域連携協議会が設立された後、同じように２年間連続２分の１の定員だった場合ということで理解をするようになっているようです。これを基に、遊佐町は令和５年３月、５か年計画になりますが、山形県遊佐高等学校魅力化推進計画、これ後に触れさせていただきますけれども、この推進計画を策定されました。現在の遊佐高校生に対しましての支援は、まずは教育課所管の遊佐高校支援の会を通しての直接の給付、具体的には１つ目としまして、遊佐高校の入学予定者に対しまして７万円の交付、２つ目といたしまして、介護職員初任者研修の受講料３万円のうちの２万5,000円の給付、３つ目としまして、普通自動車免許取得に対しまして６万円の交付、４つ目としまして、通学支援、ＪＲ定期券購入費の半額補助、公共交通機関のない生徒に対しましては乗り合いのデマンドタクシーのルート別の運行、令和６年度からの新規の事業といたしまして、５つ目、英語検定受験者に対しまして受験料の８割の助成、６つ目といたしまして、短期海外留学の渡航費としまして１人当たり10万円の助成、７つ目、ＡＩ型教材アプリの導入費用、それから使用料の補助。続きまして、企画課所管の支援策です。地域みらい留学、県外留学生を寮で受け入れるための住居借上料、水道光熱費、留学生が帰省するための旅費の支援、教育コーディネーターやカリキュラム運営のための事業者への委託料。最後に、産業課、生徒が職場体験をするデュアル実践への支援。これらは、全て遊佐高校に在籍している生徒に限っての支援でございます。

まずは、教育課の所管の部分からお話をお聞きしてまいりたいと思います。学校魅力化に係る地域連携協議会設立されておりますけれども、こちらの所管は本来からいきますと魅力化ということで企画課の所管かなとは思うのですけれども、県の教育委員会との協議ということも含まれておりますので、あらかじ

め通告しておきましたので、教育課といたしまして最近この地域連携協議会も含めた県の教育委員会との協議につきまして、いつ頃、どのような内容での協議が行われているのか、詳細をお聞きいたします。

議　長（髙橋冠治君）　　荒木教育課長。

教育委員会教育課長（荒木　茂君）　　お答えいたします。

県の教育委員会との協議ということでございますけれども、今年度も県の教育委員会のほうから、５月頃だったかと思います、こちらのほうにお越しいただきまして、今の遊佐高の取組に対しては十分頑張っているということをお褒めいただいたというようなところでございますし、あと県の本年度の取組といたしまして、県といたしましても県外留学、これを支援していくというようなことで、今年度につきましては県のほうで県外に向けた県外留学生を受け入れる学校の総合的なパンフレットというか、そういったチラシを作るのだという話と、それからこの県外留学を受け入れている学校を見学するツアー、そういったものも県としては行っていくというような、そういう県としての支援体制についての話を伺ったというようなところでございます。遊佐高校の取組につきまして、ちょうど今年度、４月の入学生が定員の半分を割ってしまったというようなこともございました。それについては、引き続き頑張ってほしいというようなところでの激励をいただいたところでございますし、逆に県のほうからは遊佐高がいろんな取組で頑張っていることに対しては本当に敬意を表しているというか、そういったことで話のほうは終わったところでございました。

以上です。

議　長（髙橋冠治君）　　４番、今野博義議員。

４　番（今野博義君）　　ありがとうございます。先ほど申し上げましたいろいろな支援策の中で、例えば寮母さんであったり、協力隊の方にご協力いただいている部分につきましては、財源の歳入ということは理解は十分しておりますけれども、大分この支援の金額が大きくなってきているということを懸念しておりましたので、今回県とのそういった協議の中で、県も本腰を入れてと言うと変なのですが、全国に向けてという形になるのか、そういったところで腰を上げていただいたというふうなお話は、非常に喜ばしいことだということで受け止めをさせてはいただきます。

続きまして、同じく教育課ということになるのかと思うのですけれども、先ほどから申し上げております教育課所管の遊佐高校支援の会、先ほど町長答弁の中にもございましたが、事業体という言葉を使っていらっしゃったのですけれども、この遊佐高校支援の会の規約からも確認できるのですけれども、平成26年10月10日施行ということで本格的に動いていらっしゃるというふうに理解をしております。教育課は、所管ということと事務局を担っていらっしゃるということは十分理解をしております。この遊佐高校支援の会、会員の名簿を見させていただきますと、いろいろな町内の役職の方々が会員ということで記載されておりますし、町議会議員も全員がここに名前を連ねているという状況になっております。ただ、先ほどの事業体ということでお聞きしたということは、任意の団体というふうに私自身は理解するのですけれども、この支援の会の会員になりますか、なりませんか、意思表示を求められたことというのは今までにちょっとなかったのですけれども、遊佐高校支援の会の事業、こういったものも含めまして、この支援の会と執行部というのでしょうか、教育課というのでしょうか、そことの関係性、関連を簡単にご説明いただけるとありがたいです。

議　長（髙橋冠治君）　　荒木教育課長。

教育委員会教育課長（荒木　茂君）　　お答えいたします。

今野議員からありましたように、平成26年に遊佐高支援の会が発足いたしました。27年度からは、総合学科のほうに改編になるというようなことも含めて、力を入れていくというような形で遊佐高支援の会発足しましたけれども、ちょうどその年に、27年に、その年は定員の半数を割ってしまったというようなことがございました。その当時、２年続けて定員の半数割れになると今度募集停止になってしまうと、そういった大きな存続に係る懸念があったので、この遊佐高支援の会につきましては賛同していただく町内の団体、これは本当に町ぐるみでこの遊佐高を何とか残していこうと、そういった動きの中から町の区長会ですとか、あとまちづくり協議会の連合会、それから各商工会ですとか観光協会、スポーツ協会に至る各団体のほうにまで賛同を得ながら、この支援の会に参画いただくようになったというような経過がございます。そういった一連の流れの中で、町の議会のほうからも賛同をいただきまして、この遊佐高支援の会に参画していただくことを確認したというようなことで、議会の皆さんもこのメンバーに入っているというようなことで私は理解しておりました。こちらの教育委員会、教育課のほうが事務局というようなことではございます。学校と連携しながら、それから支援の会の役員であります会長等々と調整しながら、事業の精査を進めて実施しているというようなところでございまして、その実施するに当たりましては総会で承認を経てというようなことで、皆さんのほうから収入、それから決算状況とか審議いただきまして、事業計画なども審議いただいた上でまず実行させていただいているというようなところでございます。

以上です。

議　長（髙橋冠治君）　　４番、今野博義議員。

４　番（今野博義君）　　ありがとうございます。町の予算書の中では、この支援の会に対しましての支出というのは負担金補助であったり、交付金ということで支援の会への支出ということだと理解をしております。そういった中、今このようなお話をお聞きしたというのは、その支援の会の方向性を決めるに当たっての会員のところに負担金補助を支出した先にもそういった議員が全て……これ適切な表現ではないのかもしれませんけれども、各所管もしくは各団体からの長が充て職のように入っているのが当たり前だというような流れが出てきてしまうと、例えば先ほど申し上げました新規の事業が発生した場合にこれの決定権というのは町主導なのか、支援の会が主導なのか、そこについては非常に問題になる事項ではないかなというふうに思ったところでございましたので、教育課につきましてはそのようなお話をお聞きしたところでございました。

続きまして、企画課のほうにお聞きをしたいと思います。金額的なボリュームは、企画課が非常に大きいということになろうかと思います。魅力化の地域連携支援事業、これにつきまして具体的にお聞きをしていきたいというふうに思います。目的としましては、先ほどご説明がありました遊佐高校魅力化推進計画にのっとってということですので、こちらにつきましては一応理解をした上でご答弁を求めたいと思うのですけれども、この答弁にもございました、この事業は遊佐高校が存続する限りにおいて完了はないということでのご答弁がございました。これは、これからの決意表明ということで受け止めさせていただきましたけれども、目標値につきまして５か年計画、遊佐高校魅力化推進計画の中で表示をされております。目標値といいますか、目的といいますか、数値ということで５年分の数字が表記されております。簡単に、

現在令和６年度ですので、この高校魅力化に関する指標ということで、こういったものを目的にしていますよということをお話しさせていただきます。令和６年度指標としまして、遊佐中学校からの進学率を７％、定員の充足率を60％、学校が魅力的だと思うと回答した割合87％、遊佐高校を人に勧めたいと回答した割合18％。この18％は、10段階のうちで９か10、強く勧めたいを選んだ割合ということで記載があるようです。

続きまして、留学生のうち少年議会に参加した生徒の割合30％、続きましては恐らく県外からの留学生の地域留学の推進に関する指標ということで載っております。令和６年度、県外から高校への入学者数、５人以上、続きまして１年間の入学者数、これは令和６年度実績はございませんでしたが、同じく２学年、２年生に限っての１年間の留学制度、365のことだと思われるのですけれども、指数としては１人以上、留学生のうち県内で進学就職した人数１人以上。私としましては、この留学生のうち県内で、町内で例えば進学しました、就職しました、遊佐町に移住してくださいました、こういったところの目標値が１人以上というのは非常にちょっと低いのかなという形で拝見させていただいたところでございますけれども、続きましては実績がなかった365につきましての指標ということになっておるようです。ただいま私申し上げましたとおり、留学生のうち、例えば県内で進学、就職をした人数、先ほど例えば公益大学のほうに３名というご紹介もございましたけれども、具体的には町の予算でこういった支援をしておりますので、町内に関しての指数って必要なのではないかなというふうに私は思っていたのですけれども、この点につきまして、推進事業の所管であります企画課の課長はどのようにお考えになられるか、ご見解をお聞きいたします。

議　長（髙橋冠治君）　　渡会企画課長。

企画課長（渡会和裕君）　　お答えいたします。

ただいまは地域留学、遊佐町に県外のほうから留学していただいた生徒さんの進学、就職した人数というものを一つの指標として計画に盛り込んでいるものになりますけれども、これでいきますと令和５年度から指標を設けておりまして、令和９年度までの計画でありますので、それでいきますと留学生のうち県内に進学、就職した人数といいますのが１人以上という設定をさせていただいております。今議員おっしゃいましたとおり、町内の指数が必要ではないかということではありましたけれども、この計画を作成するときには町内という考え方までここに落とし込んでいなかったので、改めてこういったところを再度見直して、町内というところもきちんと把握してお示しできるようにしていく必要があるかなと思って伺いました。

以上です。

議　長（髙橋冠治君）　　松永町長。

町　長（松永裕美君）　　今野議員、ご質問いろいろありがとうございます。私からも、今の課長答弁に追加して、１つ答弁させていただきたいと思います。

課長が数字のほうを申し伝えましたので、私のほうからは先日卒業式に参加しまして、議員の皆様も来ていただきまして、卒業式、遊佐町に何か恩返しをしたいとか、卒業してくれた高校生の言葉は本当に胸に刺さりました。また、地域みらい留学で実現したいビジョンでございますが、今野議員もご承知だと思うのですが、釈迦に説法ですが、2022年デジタル田園都市国家構想基本方針では、高校の果たす役割は、

地域ならではの新しい価値を創造し、地域を支えるような人材を育成することであり、地方公共団体や産業界などと連携、協働した実践的な職業教育を推進することによる地域経済の活性化を目指すと、このようになっております。こちらを基に、我が町でも何とか、今野議員もよくおっしゃっています、だんだん閉塞感あふれる町ではないかと、そして何とかしなくてはということで、私たちも一生懸命考えさせていただいていまして、こちらを基にこのような取組をしていまして、また成果物としてこちらのほう、遊佐高生さんが考えてくれた遊海ちゃんというキャラクターだそうです。また、遊佐町合併70周年記念では、こちらの遊佐高校とウォーキングクラブさんが何と遊佐町のおでこの町、遊佐町歩きたくなる道の20選など、とてもすばらしい成果物をつくってくださいました。残念なことに、まだなかなか皆さんにお見せしていなくて、こちらはまた議員の皆様にも随時お見せしたいと思っています。

私からは以上です。

議　長（髙橋冠治君）　　４番、今野博義議員。

４　番（今野博義君）　　答弁ありがとうございます。そうしますと、もしお分かりになればで結構なのですが、先ほど魅力化推進計画の中で指標ということで町のほうで定められた数値がございますけれども、令和６年度、簡単に私先ほど数値を申し上げましたけれども、もう過ぎています５年、６年につきまして、町のほうの分析といいますか、例えば先ほど申し上げました学校が魅力的であると、遊佐高校を人に勧めたいという目標数値等ございましたけれども、こういった分析結果お持ちであれば、どのような結果が出ておったのかというところを具体的に数値でお聞きできればというふうに思いますが、企画課、お願いします。

議　長（髙橋冠治君）　　渡会企画課長。

企画課長（渡会和裕君）　　お答えいたします。

高校魅力化に関する指標の中で、今お話ありましたとおり、学校が魅力的だと思うと回答した割合ということでございますけれども、実はといいましょうか、これは当然生徒さんがどのように感じたかといったことで、アンケート調査をしての回答を受けてパーセンテージ等を出すものとなっているわけなのですけれども、学校、高校とのやり取りの中で、現時点でちょっと全体を対象とするアンケートはできないような事情があったということで伺っておりまして、実は６年度、５年度ともアンケートはちょっと実施できておりませんでした。でありますので、来年度、７年度については、改めてこういった指標を設けておりますので、アンケート調査を行って、この指標に示す数字がクリアできているのかというところは改めて７年度に行わさせていただきたいと思っております。

以上です。

議　長（髙橋冠治君）　　４番、今野博義議員。

４　番（今野博義君）　　ありがとうございます。基となっておりますのが、この魅力化推進計画ということになっております。先ほども申し上げましたけれども、数値を掲げて目標とされておりますので、例えば５年度、６年度過ぎてしまいましたので、この点につきましては別でしょうけれども、来年度以降やはりこういった計画の中に含まれている指数は具体的にどうであったのかという検証はぜひお願いしたいなというふうに思っております。また、同じくこの推進計画の中に当初定められたときということだと思うのですが、全国でこの高校の魅力化に取り組んでいる自治体の中でも先駆けとなりました島根県のある高

校の事例がこの計画の中に載っております。詳細につきましては私読み上げませんけれども、この島根県でどういった効果があったのかを策定しましたということでの結果もここ残っております。載っております。これは島根県の例です。効果としまして、人口への効果、内容としては総人口が５％増加した、地域外流出の鈍化とＵＩターン者の増加、平均出生数の増加、県外からの留学増加と町外進学の抑制効果。経済、財政への効果としましては、魅力化プロジェクトに係る支出１億円超を差し引いても、年間3,000万円から4,000万円の経済効果がある、町の歳入が1.5億円増加した、人口増による地方交付税の増額、ＵＩターン者による税収増、これは私もちょっとはっきりと分からないのですが、合成コントロール法を用いた地域政策の定量分析ということで、恐らく推計ということなのだと思うのですけれども、三菱ＵＦＪリサーチ＆コンサルティングさんがこのように、お金の支出だけでなくて、どういった効果があったのかを目に見える形で分析をされたということだと思っております。こういった手法がありますので、遊佐町におきましてもこれまで多くの支援を行ってきたわけですので、漠然ということではなくて、こういったものも視野に入れた分析は検討をいただきたいなというふうに思っております。

続きまして、産業課にお聞きいたします。遊佐高校支援の中でも、デュアル実践ということでございました。答弁の中にもございましたけれども、一般社団法人に対しましてこちらの……これはもう既に今年委託をされたということなのか、来年度ということなのかは、具体的にはちょっと今の段階で私把握しておりませんけれども、例えば産業課、商工会、事務局に入りまして、このデュアル実践に関しましてこれまで支援を行ってきました。一般社団法人なのか、それ以外の２個人、１法人の団体になるのか、この業務分担というのは、委託業者と例えば商工会、町役場との業務の分担、どのような形で行ってまいったのか、詳細をお聞きいたします。

議　長（髙橋冠治君）　　太田産業課長。

産業課長（太田智光君）　　お答えいたします。

デュアル実践でありますけれども、遊佐高校が総合学科になった年度から始まったものでありまして、町長答弁にもありましたとおり、近年受入れ事業者が減少ですとか、生徒のフォローアップ体制に課題があるということで、その辺についてはこれまで町と商工会が事務局となって、学校といろいろ協議をしながら取り組んできたところでありますが、具体的にそれに対して対応ができる状況ではなかったということで、町のほうでも、商工会のほうでも、学校のほうでもですが、教員もなかなかぎりぎりという中でマンパワーも足りないというところで、そういう課題を解決するために令和５年度から１事業者のほうに委託をしていると。５年度、６年度同じ事業者でありますけれども、そちらの事業者のほうに業務委託をして、全体の運営に関するアドバイザー的な役割ですとか、あとはインターンの実習期間の生徒の振り返りのサポート、なかなか生徒が続けられないといいますか、事業所に行って継続してできなかったという、そういうサポートが、やはり本来であればここは授業の中でありますので、ここでしっかり取り組むべきだとは思うのですけれども、先ほども言いましたように高校側のほうでも教員もぎりぎりという、小規模校でありますので、そういう中で町とか商工会でそこまでしっかり対応できていませんでしたので、５年度からそういった工夫をして、カウンセリング的なところとか、そういうところの対応とかを業務委託の中でお願いをしていたということであります。この事業を来年度につきましては、先ほど町長答弁でもお話ししましたけれども、令和７年度については一般社団法人のほうに委託をするということであります。

委託先を変更する経過は、非営利が目的であっての一般社団法人の設立でありますし、遊佐高魅力化の関係の事業取り組んでおりますので、今年度委託した事業所もその中に入っておりますので、より効率的に、効果的なところを目指して委託先を変える予定であるということであります。

以上であります。

議　長（髙橋冠治君）　　４番、今野博義議員。

４　番（今野博義君）　　答弁ありがとうございます。なかなか連携がうまくいっていなかったと言うと変ですけれども、時間的な制約もあってうまく歯車が合っていなかったのかなという形では受け止めましたけれども、昨日の１番議員の答弁の中でこのデュアル実践ですとか、若者を中心としたビジネス創出事業、それから空き店舗利活用の支援事業ということで、一般社団法人のほうに委託というようなお話もございました。その中で、産業課所管で今回、令和７年度になるのでしょうか、地域おこし協力隊も雇用ということで、一緒に事業をやっていただくというようなお話もあったかのように受け止めましたが、これらの事業を行う一般社団法人が雇うということではなくて、町がそこまで地域おこし協力隊を１人準備するというようなところにつきましては、昨日の答弁を聞いた段階で少し私としては疑問に思ったところもありました。ただ、ここは別に答弁を求めているところではないですので、このまま続けますけれども、所管に対しましていろいろとこれまでお聞きしてきてまいりました。遊佐高校魅力化推進事業に関しまして、一定の理解は私自身もしております。ただ、町が町の予算計上をする事業というのは、町内に生まれて、町内に住む、町民に向けた支援、これは忘れないでいただきたいというふうに考えております。町長答弁では、町外の高校へ進学する生徒、こちらに関しましては、こちらを対象とした支援について現状行っておりませんがということでの答弁でした。本来は町が考えるのは、ここが根幹であるというふうに私は考えております。一例ですけれども、隣の隣の市は今年１月、高校生の通学定期券を利用して通学する市内に在住する生徒への支援を開始しました。隣の隣の町は、以前より小学校に入学する児童に対しましてランドセルを贈呈してきておりました。どちらも、市、町に居住する町民に対しての支援ということになります。これまで町の在住の高校生支援ということでお聞きをしてきておりますが、これ何も高校生に限ったことではございません。例えば中学生、遊佐中学校に入学する生徒は、漏れなく制服を購入するか準備をしなければいけません。遊佐中学校に入学するわけですから、生徒さんは全て原則は町内に住所があるということになろうかと思います。こういったあたりの支援も、検討としては考えられるということになるのではないかというふうに思っています。

今回の私の一般質問のキーワード、町長の答弁の中にもございましたが、関係人口という言葉が何回も出てきております。この関係人口という言葉、何も遊佐高校の支援の県外留学生に限ったことではないというふうに私自身は考えております。遊佐町で生まれて、遊佐町で育って、進学するために、例えば町外へ大学へ進んでしまった子供たち、こういった子供たちが大学生の友達を連れて遊佐に帰ってきてくれれば、それも立派な関係人口であるというふうに考えております。町民目線で遊佐町っていいところだよって話してくれる、これまで遊佐町に住んでた子供たちの発言こそが関係人口というふうに考えていただいてよろしいのではないかなというふうに思います。町外からの関係人口を増やすこと、これも確かに重要ではあるのですけれども、遊佐町の予算を使う以上、現在町でも行われていますけれども、キャッシュレス決済の事業にも言えることなのですが、町外から遊佐町に訪れる方への支援だけではなくて、まずは足

元である町民に対しての目線を大事にしていただきたいと、不公平感のある事業は極力やらないでいただきたいということを希望したいというふうに思っております。

また、令和７年度施政方針にもございました一般社団法人への業務委託ということで、ただいまも産業課からはお聞きをしたところでございます。率直に申し上げまして、施政方針の中に１事業者の個別名が入っていたということで、私は非常にちょっと驚いたのですけれども、そういったところに記載されている中、やっぱり委託しますよということで令和７年度進んでいるわけだとは思うのですけれども、特にこの町の根幹である町の教育の分野、それから産業の分野、こういったところにつきまして業務委託というのは理解はできますけれども、委託先につきましては法人格が別であっても構成する団体や構成員が同じというような一部事業者に偏った業務委託については、慎重に進めるべきであるというふうに考えております。こちらにつきましては、今後行われる令和７年度の予算審議の中で質疑をしてまいりたいと思います。時間も限られているのですけれども、これまでの私の一般質問を通しまして、改めて町長の今現在の思いを一言だけお聞きできればと思います。

議　長（髙橋冠治君）　　松永町長。

町　長（松永裕美君）　　今野議員から答弁を求められましたので、お答えさせていただきたいと思います。

教育の分野につきましては、４番、今野議員のお考えと私は同じで、町民のための、町に住む子供たちへの教育はこれからもどんどんやっていきたい。また、今野議員がおっしゃったランドセル支給、定期券の補助、様々な政策は、これは遊佐町で財政がきちんと回るのであれば実現したいと私も考えております。ただ、今野議員もお分かりのように、福祉なのか、道路の補修なのか、様々な町民の皆さんの悩み事にどう応えるかはこれからもしっかりと応えていきたいと思っております。今野議員がおっしゃったように、遊佐高支援ありきではない様々な視点から複眼的な方向で考えていかなくてはならないなと思っております。ただ、１つだけお伝えしたいのは、それを考えないでやっている政策ではなくて、いろんな方向からいろんな知見を取り寄せ、島根県の恐らく先進的な留学生の募集の件も拝見しましたが、これからはまた新たなステージに遊佐町も様々考えていかなくてはいけないなと思いました。

なお、もう一つ申し伝えたいのは、要は１社だけとか、そこだけではなくて、８万人、10万人、15万人、20万人、30万人の大きな都市の中での仕事の仕方と、やはり我が町のような１万人弱のところではどうしても今野議員のおっしゃるようなパターンになってしまうこともあるのかなと思うので、もう一度そこはしっかりとどのようにしたらいいのか考慮しながらやっていきたいと思っております。様々お調べいただいて、様々な知識を今日もいろいろ教えていただき、ありがとうございました。

議　長（髙橋冠治君）　　４番、今野博義議員。

４　番（今野博義君）　　最後に町長のお気持ちをお聞きできてよかったです。ありがとうございます。一番心配するところというのは、遊佐高校を存続させることが目的になってしまっていないかということなのです。高校に存続してもらうということは、一つの手段であって、その後町の活性化をどう考えているのかというところの目標指数がやっぱり漠然としているというような感じがしております。事業の成果の確認も、現状としては目に見える形ではお示しいただけていないのかなというところを感じているところです。町内の子供たち、高校に進学を検討した際に、遊佐高校に進学したら町はこれだけ支援しますよとか、町外の高校、私立高校に進学した場合は、町は今のところ何の支援もないですよとか、こういった進

学の選択肢に影響を与えるような政策で分断するということは、やっぱり慎重であるべきだと私自身は思っております。少なくとも財政のお話今ございました。遊佐高校在籍生徒への直接の現金の給付、いわゆる遊佐高校支援の会、こういったところからの直接の給付、町内の子供たちにも同様に行うべきであり、予算の関係上それが非常に難しいということだとするならば、やはりそこの部分については見直しを行う時期に来ているのではないかというふうに私自身は今回の一般質問を通して強く感じました。今後の町長の大きな視野での公平、公正な政策を期待いたしまして、私の一般質問を終了します。ありがとうございました。

議　長（髙橋冠治君）　　これにて４番、今野博義議員の一般質問は終わります。

３番、駒井江美子議員。

３　番（駒井江美子君）　　通告に従いまして、私からも一般質問させていただきます。

今回も２つのことについてお聞きします。まずは、湧水保全施策についてお聞きします。５番議員も、午前中に水循環保全事業について質問がありました。やはり遊佐町は、水の豊かな町として町内外で認識されていると思います。５番議員も言っていましたが、町の大切な財産である湧水や地下水を守り、引き継ぎ、さらにはこれからに生かしていくのかはとても大事なことだと私は思っています。ただ、臂曲地区の採石計画に係る裁判の区切りがあったためか、もう終わったことになっているような印象です。そこで、2022年に開催された鳥海山湧水フォーラムｉｎ遊佐の後、湧水保全施策はどのように進んでいるのか、フォーラムで示された課題の進捗も含めてお聞きします。

２つ目は、洋上風力事業についてお聞きします。また洋上風力事業かというお声もあるかと思いますけれども、これはまだまだ続いていく事業なので、しつこく聞いていく予定です。12月に事業者が決定し、１月には洋上風力特別委員会に県から説明があり、１月末には事業者が参加した遊佐部会が開催されました。遊佐部会では、漁業者の不安の声と地域住民の期待の声が聞かれました。不安を抱える地域住民の声はどこで、どのように反映してもらえるのか、また漁業者の声にはどのように対応していくのか、町の考えをお聞きします。

以上、壇上からの質問を終わります。

議　長（髙橋冠治君）　　松永町長。

町　長（松永裕美君）　　それでは、３番、駒井議員の一般質問に答弁させていただきたいと思います。

令和４年12月に開催されました鳥海山湧水フォーラムにおいては、臂曲地区内岩石採取に関する裁判の経過報告、解説や遊佐町の水循環を保全するための条例の制定と地下水に関する調査にご協力いただいた先生方の講演、パネルディスカッションを行わせていただきました。その中でいただいた提言といたしましては、遊佐町水循環保全条例や遊佐町水循環保全計画の見直し、科学的調査の継続、蓄積、学習機会の創出、これら３つに分類できると考えております。フォーラムの後に進めている水循環保全政策といたしましては、遊佐町の健全な水循環を保全するための条例に規定する規制対象事業者の該当基準などを定める要綱の内容を水循環保全条例施行規則へ盛り込む改正を現在進めさせていただいております。また、科学的な調査といたしましては、横堰の水位観測調査、吉出山周辺湧水の水質調査や定期的な水温、電気伝導度などの調査、遊佐元町湧水の水質調査などなどを行わせていただいており、今後も継続的に実施させていただこうという考えでおります。令和５年度からは、ゆざ湧水学習会を実施させていただいておりま

す。多くの皆様が遊佐町の湧水や水循環に触れる機会をなるべく創出できるような活動にも力を入れていきたいと考えております。

２問目のご質問でございますが、遊佐町洋上風力発電につきましては、議員おっしゃるとおり、昨年12月に事業者が選定されました。現在県や漁業関係者、そして事業者も交え、今後の事業の進め方について協議しているところでございます。今後の取組といたしましては、まず事業の内容を町民の皆さんに知っていただきたく、住民説明会の開催を予定しております。具体的なスケジュールや風車建設に向けた各種調査や工事のことが明確になっていきますので、町としても選定事業者の方々と協力しながら、町民の皆さんに対してそうした情報の周知に努めていくとともに、不安の声や要望などにもお応えしていきたいと思っております。しかし、事業者だけ、あるいは遊佐役場だけで広く住民の皆さんの声を拾い切れるものではありませんので、日頃から地域の住民の皆さんに寄り添ってその声を聞いてくださっていらっしゃる議員の皆様からもそうした不安の声や要望、あるいは期待の声なども町に届けていただいて、チーム遊佐として町全体で取り組んでいけるよう、これからも今までどおりご支援をよろしくお願い申し上げます。

１月に開催されました県主催の山形県地域協調型洋上風力発電研究・検討会議遊佐沿岸域検討部会、通称遊佐部会におきましては、議員おっしゃるとおり漁業者から不安の声があったということは当然承知しております。漁業者は、これまでの法定協議会などの場におきましても、海に構造物が建つ以上、当然漁業に支障があると言い切っていらっしゃいますし、不安があるのは当然かと思っております。しかしながら、本町の漁業者の皆さんは今後の漁業の維持、未来への継続、発展のために、自分たちは洋上風力発電事業と共存共栄していくのだということを決められ、何とかここまで進んできております。事業者の方々と共に事業による支障、言わばマイナス面を何とか協調策に取り組むことでゼロに近づけ、さらに振興策をもってプラスにしていこうと、不安を抱えつつも今後のことをしっかり検討しています。３番議員もご存じであると思われますが、この事業は大前提として地先の利害関係者である関係漁業者の合意なくしては決して進められる仕組みにはなっておりません。そのため、今後予定されている海底地盤調査や漁業影響調査など、事業の早い段階から事業者と地元漁業者がお互いの本音を語り合った理解の下で協調して取り組んでいくことが一番大事であると考えております。町としても、県の水産振興部局と連携しつつ、漁業の振興につながっていくように全力でサポートしてまいる所存でございます。皆様の声を聞くことが私の役目であり、皆様の信頼を継続できるよう努めてまいります。

壇上からの答弁は以上でございます。よろしくお願いします。

議　長（髙橋冠治君）　　３番、駒井江美子議員。

３　番（駒井江美子君）　　町長、ご答弁ありがとうございました。まずは、湧水保全施策についてですが、フォーラムの提言を受けて、３つに分けてご答弁ありがとうございました。規制対象事業者の該当基準など、細かい内容を定めた要綱を新たに盛り込んで条例施行規則を充実させる予定、また定点観測のように各地の調査を行っているとのこと、学習会を開催していること承知しました。まずは、町長にお聞きします。提言を受けた今日現在でのこの取組は十分なものだとお考えでしょうか。

議　長（髙橋冠治君）　　松永町長。

町　長（松永裕美君）　　答弁させていただきます。

駒井議員の十分というところは、私の十分とちょっと差があるかもしれませんので、私のほうではまず

今までのこのやり方でできているかなと思っておりますが、まだ不十分なところがあればお伝えいただければと思います。

議　長（髙橋冠治君）　　３番、駒井江美子議員。

３　番（駒井江美子君）　　ありがとうございます。現状できることをやっているという認識であるということを理解しました。一昨日の施政方針で、鳥海山の豊かな自然と調和した快適な暮らしの創造の部分で、水循環についての部分は令和５年度の施政方針の内容と全く同じ内容でした。令和６年度、今年度の学習会は12月だったと思うのですけれども、一昨日の部分は10月に開催となっておりまして、現地調査も行いましたと書いてありましたけれども、たしか現地調査は行っていないと記憶しております。ちょっとしたミスかもしれないですけれども、この部分だけを見てしまうと鳥海山と湧水の優先順位はそんなに高くないのだろうかと私は印象を受けてしまいました。昨日職員の方とお話ししていたのですけれども、職員の数は減っていても仕事の量は変わらないですとか、各課が担当する分野も広く、忙しいという声をいろいろお聞きして、本当に忙しくて大変なのだろうなと想像はしています。また、湧水保全施策で何をやればいいのか分からないとか、分かっていても手が回らないという部分もあるかと思います。水循環の条例のほかにも水循環保全計画という計画もありますし、実行するには内容がちょっと抽象的な部分もあるかもしれません。だけれども、役場に集まっている人たちは能力のある人たちだと思っていますので、やろうと思えばできそうなのにもったいないなと住民からすると思ってしまいます。条例部分のことで企画課長に質問します。水循環条例では、第26条に町民共有の財産として将来にわたって保全すべきものを遊佐町水循環遺産に指定することができるとありますが、この進捗についてはどうなっていますでしょうか。

議　長（髙橋冠治君）　　渡会企画課長。

企画課長（渡会和裕君）　　お答えいたします。

ただいまのご質問は、遊佐町水循環遺産についてのお尋ねでございました。こちらにつきましては、ただいまお話ありましたとおり、町の条例第26条で規定されているものでございます。この部分についてはですけれども、既に町内の湧水などが里の名水・やまがた百選、こちら山形県のほうで選定しているものになりますけれども、里の名水・やまがた百選ですとかジオサイトなどに指定されているものもございます。2024年６月の水循環保全審議会におきまして、町内の多くの水の中でもこの水循環遺産を指定する場合の考え方として、町内の多くの水の中でも人が関わってきた物語、エピソードを持つ水、こちらを選定していくという提案につきまして審議会の中でもご了承をいただいたということでございます。まだ現時点でどこを指定するといったところまで話はいっていないのですけれども、今後指定に向けて選定をまずは始めていきたいということでございます。条例におきましては、構築物、河川、池沼、自然現象並びに景観を指定できることからということで差別化の意図がありますので、今のところその候補として考えておりますのが横堰です。こちら江戸時代に庄内藩の命令で白井新田開墾の関係、歴史的なところもありますので、そういった部分ですとか、あとは西通川、月光川と日向川をつなぐ運河の役割のために造られたといったことでもありましたし、以前西遊佐小学校では毎年研究発表なども行っていたといったようなお話も承っておりますので、現在のところこの横堰ですとか、西通川、そのほか候補としてこちらでも選定をして、審議会の中で提案をさせていただいて、水循環遺産の指定に向けていきたいなというふうに思ってございます。

以上です。

議　長（髙橋冠治君）　　松永町長。

町　長（松永裕美君）　　駒井議員から指摘受けた部分は、私のほうでチェック漏れがあったのかもしれないので、後ほど確認して、訂正すべき点は訂正させていただきたいと思います。ご指摘ありがとうございます。

議　長（髙橋冠治君）　　３番、駒井江美子議員。

３　番（駒井江美子君）　　企画課長、町長、ありがとうございます。水循環遺産については、今現在候補を挙げて、そしてその候補を選定するというか、選択肢を今出して、これから指定に向けて動いていくということを理解しました。スケジュール的には、来年度にそのような指定がなされるという予定でしょうか。

議　長（髙橋冠治君）　　渡会企画課長。

企画課長（渡会和裕君）　　お答えいたします。

来年度こちらで提示をさせていただいたものを、審議会の中からご意見をいただきながら選定をして、指定をして、できれば来年度中には一旦成果品といいましょうか、こういったものを指定しますよといったところをお示しできればなと思っております。

議　長（髙橋冠治君）　　３番、駒井江美子議員。

３　番（駒井江美子君）　　ありがとうございます。先ほどでは、人が関わってきた物語のあるものということで、人が努力されて生活のためにそういうところを整備していったというところが遺産として指定されるのはすごくいいことかなと思います。ただ、指定をするということは、またそれを周知とか、どうやって皆さんに知らせていくかとか、そういうところがまた次のステップになるのかなと思いますので、そこも考えながらスケジュールで動いていくとスムーズなのかなと思いました。

では次に、科学的な調査についてお聞きします。午前中、５番議員の部分でもご説明いただいたかとは思うのですけれども、この調査というのはどなたが行っているのでしたでしょうか。定期的にということでしたので、どのくらいの頻度で行っているか教えてください。

議　長（髙橋冠治君）　　渡会企画課長。

企画課長（渡会和裕君）　　お答えいたします。

調査の内容といいましょうか、頻度、そういったところを少しお話をしたいと思います。まず、横堰の水位等の観測調査でございます。横堰の水位観測に関しましては、２つの地点設定をしておりまして、１時間に１回機械で記録をするといったものとなっておりますし、あと横堰へ流れ込む湧水の水量調査、こちらは月１回業者に委託をして、数値を把握しているということになります。あとは、白井水源の湧水量調査、こちらも月１回行っております。採石場の湧水の水量調査、こちらも月１回であります。瞬間的にといいましょうか、水が流れ出てきている量をバケツ等でくんで、どのくらい……そこから推計をして、このくらい水量が出ているであろうと、そういったようなところを現地で行っているということになります。あと、吉出山周辺の湧水の電気伝導度、水温の調査、こちらも月１回行っております。あとは、吉出山周辺の湧水の水質検査、こちらは５か所の水質の検査を行っております。原水の全項目検査ということでやっているものと、あとヘキサダイヤグラムをつくると、そういったものをこの計算の中で行っており

ます。あとは、遊佐元町にあります湧水、こちらの水質検査、14か所、箇所的にはございますけれども、こちらも行っております。１回となるのでしょうか。あとは、入り込み数調査等もしておりますし、雨水の採取調査、令和５年度から行ったもの、しらい自然館に雨水採取装置を置かせていただいて、月ごとに降ってきた雨、そのタンクといいましょうか、そこにたまってきた雨水を別の場所に保管をしているといったような調査を行ってございます。

以上です。

議　長（髙橋冠治君）　　３番、駒井江美子議員。

３　番（駒井江美子君）　　ありがとうございます。では、これらの調査は基本的に全部業者さんに委託されているという理解になりますか。

議　長（髙橋冠治君）　　渡会企画課長。

企画課長（渡会和裕君）　　お答えいたします。

過去にはといいましょうか、令和２年度から４年度までは、担当職員が時間を見ながら現地に赴いて、直接調査をしていた時期もございましたけれども、なかなか大変だということもありまして、業者さんのほうに委託料をお支払いして行っていただいているということでございます。

議　長（髙橋冠治君）　　３番、駒井江美子議員。

３　番（駒井江美子君）　　ありがとうございます。職員の負担を減らすべく、業者さんに委託をして定期的に調査をされているということで、これに関しては、午前中にもありましたけれども、データの収集だけで今終わっているということでしたので、そのデータをどのように生かすのかというところが課題なのかなと思っています。また、2012年に行われた鳥海山湧水フォーラムの記録によりますと、住民の方で自主的に調査をされているという方もいるって記録にはありました。今ご説明いただいたところにはない地点ですけれども、胴腹の滝ですとか、そういうところは定期的に水くみに来る方も多いのかなと思っています。私もたまにくみに行くのですけれども、そうすると絶対どなたかがいらっしゃって、どこから来たのですかって聞くと秋田ですって言って、いろいろくんだけれども、ここが一番おいしいという声をいただいたりしています。なので、その水くみに行かれる方がついでに調査できるみたいな仕組みがあれば、町民ではないかもしれないですけれども、そのように湧水についての活動に巻き込んでいける、参加型になったりするのかなと思っています。スマホのアプリで温度を調べたりできるようなものもあるとちょっと調べたらありましたので、ご検討いただけたらと思っています。また、その同じ胴腹の滝には大学名があって調査中と書いてあるのですけれども、あれは町とは別に独自で調査をされているということになるのでしょうか。調査内容とかもしご存じでしたら教えてください。

議　長（髙橋冠治君）　　渡会企画課長。

企画課長（渡会和裕君）　　お答えいたします。

私も胴腹の滝に行きますとそういった表示といいましょうか、そういったものを見てはいるのですけれども、こちらとやり取りというのはちょっとしていないところからすると、独自に調査されているものと思っております。

以上です。

議　長（髙橋冠治君）　　３番、駒井江美子議員。

３　番（駒井江美子君）　　ありがとうございます。あの立札は結構長いことあるような気がしますので、もしその大学さんが調査のデータとかを蓄積されているのでしたら、それを協力していただいてそのデータ提供ですとか、そこの大学と一緒に取り組むことによってまた科学的なデータとか、そういうところは集められるのではないかなと思いますので、今ここにいる方で大学さんとつながりのある方はいらっしゃらないのかもしれないのですけれども、何かしらのつてで連絡を取って一緒にやるというのも方法の一つなのではないかなと思っています。

では次に、湧水学習についてお聞きします。今年度の学習会は、昨年の12月議会でも触れましたが、特定の事業名との共催で、イワナの映画などを見て、湧水に関する一般的な知識を深めたのかなと想像しています。先ほども話しましたように、忙しいので外部にお願いするという部分であったのかなとは思いますが、この学習会にはどのぐらいの方が参加されて、アンケートとかは取られたのか、すみません、今ここの質問なのですが、もしお分かりでしたら教えてください。

議　長（髙橋冠治君）　　渡会企画課長。

企画課長（渡会和裕君）　　お答えいたします。

私も実は参加をさせていただいたのですが、人数までは正確なところはちょっと頭になくて申し訳ございません。アンケートとか、必ず事業をしたときには、そういった部分ではたしか取っているかと思いますので、すみません、後ほど、確認したいと思います。

議　長（髙橋冠治君）　　３番、駒井江美子議員。

３　番（駒井江美子君）　　すみません。この点については通告していませんでしたので、ありがとうございます。外部に委託してというか、企画を外にお願いしての企画というところでは、成果はどうだったのかという振り返りは必要かと思いますので、ぜひ振り返りをお願いしたいと思います。

また、湧水については小学校とか中学校でも学んでいると聞いたのですけれども、それで次は教育課長にお聞きします。遊佐町の水循環保全計画では、事業者、町民等の理解を図る取組が記載されていて、多様な主体との連携協働ということで、地域住民、ボランティア団体、学校など、多様な事業主体による健全な水循環の保全に関する取組を推進し、各種の事業者との連携、協働を推進しますとあります。そこで、小学校、中学校で湧水についてどのように学んだり、取り組んだりしているのか教えてください。

議　長（髙橋冠治君）　　荒木教育課長。

教育委員会教育課長（荒木　茂君）　　お答えいたします。

町内の小学校、中学校においても、特にジオパークの学習というような中で湧水についても学んでいるというようなことで把握をしております。また、大きく環境保全というようなことで考えれば、小学校４年生では松林の学習なども行っているところでありますし、あと５年生になれば自然体験教室の中でジオサイトをめぐっていろいろ調べたりとか、そういった中で湧水がもたらす恵みですとか人の営み、それからこのジオサイトの魅力等、そういったものを考えた中で、また環境保全なんかについても学んでいるというふうに理解をしております。また、中学校についてもジオパーク、ジオサイトに入っての学習を実施しているというようなところで、そういった中で湧水の大切さ、それからそれがいかに町の産業とか恵みにつながっているかとか、そういった部分も感じ取っていただいているのかなというふうに思っております。

以上です。

議　長（髙橋冠治君）　　３番、駒井江美子議員。

３　番（駒井江美子君）　　詳しくありがとうございます。小学校４年生くらいから中学校１年生くらいまでにかけて、ジオサイトを使って湧水とか環境保全について学ばれているということを理解しました。

岩石採取の裁判ということに関しては、中学生とか触れる機会などはあるのでしょうか。

議　長（髙橋冠治君）　　荒木教育課長。

教育委員会教育課長（荒木　茂君）　　お答えいたします。

そういった具体的な裁判の件とか、そういったところまでは踏み込んだ学習はしていないかというふうに思っております。今年度に合併70周年記念の学校給食ゆざごっつぉの日というようなところで、その中においては町の湧水のお話など、企画の担当のほうから中学生に対しても話していただいたというようなところです。今後いろんな教育素材とか、そういったものを学校の先生方とかやり取りしていく中で、そういった部分についても取り入れられるかどうか、そういった検討は今後も必要になっていくのかなというふうに思っています。

以上です。

議　長（髙橋冠治君）　　３番、駒井江美子議員。

３　番（駒井江美子君）　　ありがとうございます。午前中の５番議員にもありましたように、長い経緯のあった裁判ですので、大人でも理解するのが難しい内容なのかなと思うので、中学生にどのように教えるのかということになると難しいのかもしれないです。ただ、憲法とか法律とか自分たちの生活に関わるものなのだなと体感できて、さらには町にとって水ってどのくらい大切なものかということも学べるいい機会だと思いますので、ぜひご検討していただければと思います。

また、小中学校の学習では、ジオガイドさんが関わっているということを理解しました。午前中にも湧水保全のキャッチフレーズという話も出ましたけれども、この鳥海山・飛島ジオパークのテーマが「日本海と大地がつくる水と命の循環」となっております。ジオパークのことが水循環とも密接にリンクしていると理解しています。それで、観光物産係に確認したのですけれども、どのようなところに案内することが多いのですかって聞きましたところ、やっぱり案内するのは丸池様ですとか、釜磯ですとか、胴腹の滝など、湧水に関わる場所が多いって聞いています。なので、水循環保全計画というものがあり、ジオガイドというツールもあるので、もうちょっとあるものを有効に何か利用できるのではないのかなと思ってしまいます。昨日や今日の午前中にも、ユネスコの世界ジオパーク認定を目指すということなので、ジオパーク認定を目指しつつ、湧水の機運も高めるという２つのことができそうな、単純に考えるとそう思ってしまいますので、もう少し活用していただけたらいいのかなと思っています。先日町長、教育長、教育課長が、小学校６年生が考えた遊佐町への提言みたいな発表の時間でも、遊佐町の自然、水の観光スポットを利用してできるのではないかみたいな案内もあったかと思いますので、そういう小学生の意見なども取り入れつつ、いろいろ本当にあるものを活用できるのではないかなと思っています。

役場は縦割りのせいか、教育課で湧水についてどのようなことを学習しているか、どの学年でどのようなことを学んでいるかということも把握するのが難しいようでした。純粋にその課で完結するような仕事ならいいのですけれども、関連するものであればパソコン上とかで、ああ、こういうことをほかの課がや

っているのだなみたいなことが分かる仕組みがあれば、もうちょっと一々そこに行って聞くとかなく確認できたりするのかなと思っています。特に湧水について力を入れているというのであれば、せめて湧水関連だけでも小学校ではこういうことをやっています、中学校ではこういうことをやっています、企画ではこういうことをやっていますというのを関連課がぱっと見て分かるような仕組みがあれば、仕事がスムーズなのではないのかなと思ったりしました。産業課所管の水の販売というのも行っていくようですし、これも立派なツールになるのではないかなと思っています。また、ホームページも今後リニューアルされるということで、そこにもせっかくならば湧水をもうちょっとアピールしたページをつくったりできるのではないのかなと思っています。先ほどもお話ししましたように、なかなか余裕がないと外部にお願いできるところはしたいという状況も分かります。また、湧水の保全を計画して、それを落とし込んで実行していくというのは地道な仕事内容で、すぐ結果が目に見えてくるものではありません。だから、優先順位が下がるのも分かります。今の時代は何でもすぐ結果、見える化という流れがあるので、なおさらだと思います。ただ、湧水保全施策については積み重ねが大事なのかなと感じています。もしもどうしても去年の学習会のようなものを外部にお願いする場合は、どうしてこの湧水学習会をやるのか、町にとって湧水や鳥海山ってこういうものなのだということをはっきりさせて理解してもらった上でお願いしていただきたいなと強く思います。協力隊についてもそうですけれども、そういう部分がはっきり見えないと、どう動いていいか分からないというところもあるかと思います。それで、そこを理解してもらっていないと、委託された側の思惑が強く反映された内容になってしまう可能性もあるので、ちょっと心配しています。

では、湧水保全施策についてはこれで終わりまして、次に洋上風力事業についてお聞きします。町長答弁では、いろんな声を議員も聞いて伝えてくださいということで、私にはなぜか不安な声しか聞こえてこないもので、そのような内容で質問させていただきます。漁業者の不安については、町長の答弁からもあったように、共存共栄の理念でやっていく、また漁業者については直接の利害関係者でありますので、先日も事業者からの直接説明を受ける時間などがあったと聞いていますし、お互いに理解する機会が多いのかなと想像しています。地域住民のためには、３月22日に事業者による説明があると回覧を見ました。住民の方が事業者と質疑などを通して意見を言う機会がまず１回あるということで、よかったと思っています。年度末は何かと皆さん忙しいと思うのですけれども、このような説明会は１回しか開催されないのでしょうか。６地区で行う予定はなかったのか、産業課長にお聞きします。

議　長（髙橋冠治君）　　太田産業課長。

産業課長（太田智光君）　　お答えいたします。

住民説明会、３月22日の開催ということで、全戸配布というふうにできればよかったのですが、その調整もやっとぎりぎり決まったということで回覧という形にさせていただいておりました。事業者のほうには、決定以降、住民説明会のお話をずっとしてきておりましたが、事業の細かい説明を受けたというところも２月の末の段階でありましたし、説明会については今回実は４月から海底地盤調査を行う予定だということで、どんな形でも３月中に１回は必ずやっていただきたいというような申入れをずっとしてきておりまして、やっととにかくまず全体説明会という形が決まったということであります。これから４月、５月でしょうか、説明会、町側としては６地区でという説明会のお願いを今しておりますが、まだそれで了解したという返事をいただいておりませんで、４月以降の説明会については現在打合せ、協議中だという

ことでご理解をいただきたいと思います。

以上であります。

議　長（髙橋冠治君）　　３番、駒井江美子議員。

３　番（駒井江美子君）　　説明会を行うよう強く働きかけていただいたとのことで、ありがとうございます。事業者の事情で３月にやっと１回という状況は理解しました。

それで、説明会の回覧を見て、少し細かいところなのですが、気になったのでお聞きします。１月にあった遊佐部会の説明資料では、資料のよく右上に書いてある部分が山形県遊佐洋上風力合同会社、山形県遊佐町と右上に記載してあったのですけれども、この回覧の文書を見ますと右上にあるのは山形県遊佐洋上風力合同会社とだけありまして、主催が山形遊佐洋上風力合同会社、共催が山形県遊佐町という形になっているのですけれども、これはどういう理解にすればよろしいでしょうか。

議　長（髙橋冠治君）　　太田産業課長。

産業課長（太田智光君）　　お答えいたします。

本来説明会は事業者が行うものということでなっておりますので、いわゆる共催のところを付け加えなくても回覧をしていい、回覧というか、周知をしていいことになっております。しかしながら、町としましては当然一緒に説明会……我々も説明会の壇上といいますか、一緒に横並びになるわけではないですが、町も当然説明会の場にそういう立場で臨むべきだというところと、山形県のほうにもお願いをして、山形県のほうからは共催ということであれば山形県と載せていいというふうに言われましたので、今回そんな形になっております。なお、今議員おっしゃられた部会の資料については、あくまで山形県が主催の部会でありますので、３者の名前でということになっているものというふうに理解をしております。

以上であります。

議　長（髙橋冠治君）　　３番、駒井江美子議員。

３　番（駒井江美子君）　　いろいろな調整で、ちゃんと遊佐町も遊佐町の姿勢を表すべく、共催というところで明記していただいたということを理解しました。ありがとうございます。

また、ちょっとこの説明会についてなのですけれども、４月、５月からまた続くとはいえ、初めての説明会ということで、もしかして皆さんすごく気になるけれども、何かその日は忙しくて行けないみたいな、方もいらっしゃるのではないかと思うのです。そうなので、１回しかないならオンラインの配信ですとか、録画で後から見られるような体制とか、そういうことはありますでしょうか。やっぱり参加しなければ……現地参加のみの参加方法となりますでしょうか。

議　長（髙橋冠治君）　　太田産業課長。

産業課長（太田智光君）　　お答えいたします。

先ほども申しましたが、今回の説明会は事業者側が主となって執り行うものですので、そちらからは配信とか、そういうものはやらないというふうに伺っております。説明会、先ほども言いましたように、この１回だけというふうには全然そんな考えは毛頭ありませんので、今後どういう形になるか、説明会を行いますし、町でも３月15日取りあえず、取りあえずといいますか、事業者が決定しましたよというような内容のＡ３判のチラシを全戸配布する予定でありますし、これから事業説明会のほかの内容につきましてもまだ今回説明するものについては概要的なところしかないかと思われますので、今後いろいろとこれか

ら地域振興策でありますとか漁業振興策等々、事業所の提案を受けて検討していくことになりますので、そういうところについては随時情報は当然公開をしていくものだというふうに考えております。

以上であります。

議　長（髙橋冠治君）　　３番、駒井江美子議員。

３　番（駒井江美子君）　　ありがとうございました。今後も説明会があるので、そのとき、その状況に応じていろいろ対応してくださるという理解をしました。これは、この洋上風力の説明会に限らないのですけれども、出かけられないけれども、家で配信見れるですとか、都合でどうしても参加できないけれども、見たいという方がいらっしゃると思いますので、そのような方にも配慮した説明会のやり方などもご検討いただけたらいいなと思っております。

また、12月にもお聞きした環境影響評価について少しお願いなのですけれども、午前中に環境係の係長に確認したところ、環境アセスメントは12月でも説明したのですけれども、配慮書、方法書、準備書、評価書という順番に順番を踏んでいきます。この合同会社の構成員は、12月にも説明しました20社から成るコンソーシアムのメンバーだったということで、もう２番目の方法書まで提出し終わっているということになっていて、次に出すのは３段階目の準備書だという理解をしております。ということは、住民の意見というのはその１回しかもう出すことができない。これは、住民とは書いていなくて、環境の保全に意見のあるものという項目で意見を出せるようなのですけれども、事業者がどんな環境影響評価を行うのかを記載されたものを縦覧することになると思うのですけれども、縦覧といいますと規定された場所に行ってそこで見る、またはインターネットで印刷できないけれども見れるみたいな感じになるのかなと思うのですけれども、インターネットの公開で、そしてさらに印刷ができるようにしてほしいなということと、縦覧期間が終わってもそのデータが見られるようにしてほしいということをお願いしてもらえないでしょうか。

議　長（髙橋冠治君）　　太田産業課長。

産業課長（太田智光君）　　お答えいたします。

あくまでも法律に基づいて行われる措置だと思われますので、お願いといいますか、正当な手続以外のところの開示についてはお願いをすることはできるかとは思いますが、恐らく法律上の措置だというふうなことかとは思っております。

以上です。

議　長（髙橋冠治君）　　３番、駒井江美子議員。

３　番（駒井江美子君）　　無理は承知でお願いしています。ありがとうございます。お願いといえば、12月議会で法定協議会に周辺住民や農家、観光に関わる人など、さらには建築構造物に詳しい専門家などもぜひ構成員として加えていただけるよう働きかけてくださいとお願いしたのですけれども、その結果というのは返事は来ましたでしょうか。

議　長（髙橋冠治君）　　太田産業課長。

産業課長（太田智光君）　　お答えいたします。

再エネ海域利用法に基づく法定協議会の構成員のところにつきましては、12月議会のほうでもお答えをさせていただきましたが、あくまでも法律上決められた構成以外のところは、いわゆる決まった事業者を

その法定協議会に入れるというふうに想定をされているのみであると、それ以外の住民の代表であれば町長であるしという法律上基本は事業者しか想定していないのだという返事は口頭ではいただいておりました。

以上です。

議　長（髙橋冠治君）　　３番、駒井江美子議員。

３　番（駒井江美子君）　　これもやはり法律上ということで、新しく規定された人以外のものは追加するのは難しいということで、では住民代表というのは町長だけとなりますので、町長がどのように意見するかというのはとても大事になってくると思いますので、どうかよろしくお願いいたします。

あと、ここで議長に許可を得ている資料を映してください。これは、昨年11月に県が発表した洋上風力による経済波及効果の概要版です。最大で1,779億円の経済効果が見込まれるとのことで、また雇用も増えるということで、そういう部分で期待を大きくされている方が多いのかなと思っています。次のページは、町の固定資産税とか収入の部分になりまして、固定資産税の収入は増えますが、交付税がマイナスとなりますので、20年間で57.8億円の収入になるだろうと予測されています。そんな経済効果が期待されている中ではありますが、お隣の先進地では選定された事業が世界的なインフレ、円安、サプライチェーンの逼迫などで着工が遅れ、事業見直しという事態になっていると聞いています。2025年３月３日の新聞では、事業者が２海域での洋上風力発電事業の計画を見直していることについて、夏頃までに結論を出したいと説明を受けているということが載っていました。大きな効果と期待がある分、その事業に何かあった場合、マイナスへの振れ幅も大きいということだと思っています。１つの大きなものに頼ると、それが駄目になったときのダメージは相当大きいと思っています。大分前の事業説明会では、途中で事業者が倒産などしたらどうするのですかという質問に、そのようなことがないように厳しい基準で選定していますという回答だったのを記憶しています。この厳しい基準で選定されたはずの事業者が事業見直しをする事態にお隣ではなっていますけれども、遊佐町ではこのような可能性は大丈夫でしょうか。

議　長（髙橋冠治君）　　太田産業課長。

産業課長（太田智光君）　　町がそれに答える立場ではないかとは思うのですけれども、当然心配の声が住民の方からいろんな報道以降いただいているのも確かであります。ご承知かと思いますが、いわゆる第１ラウンドのときの現在の、社名は伏せますけれども、現在見直しをかけているところ、第１ラウンドということで、そのときの選定基準と現在の選定基準、本町の大きな選定基準は違いますので、単純に同じ比較はできないかとは思います。ただ、いろんな事業所、今回の山形遊佐洋上風力合同会社様、選定事業者も含めてですが、今回選定に漏れた遊佐町沖で手を挙げて事業者さんですとか、計画していたけれども、公募にも募集できなかった事業者さん多く１月以降見えられて、いろいろお話も聞いております。やはり現状、非常に厳しい状況であるというのは共通認識のようであります。まだまだ物価高騰ですとか資材高騰、そういうところも見通せない中、見通せないといいますか、想定がしっかりできないという中で、実際の事業が決まっても、決定後も実際着手する、工事に入るのは数年後になるわけですので、そういうところでいうとやはり大分事業者さんの皆さん方、そういう心配もしているようであります。当然我々町としても選定事業者さんに、半分冗談ではないですけれども、大丈夫なのですよねという聞き方は当然しておりますし、今後そういうところについてはしっかりと確認をしながらというふうに思っているところで

はあります。

以上であります。

議　長（髙橋冠治君）　　３番、駒井江美子議員。

３　番（駒井江美子君）　　答える立場にないといいながら答えてくださいまして、ありがとうございます。どんな状況になるか分からないという話でした。いろいろな状況を見て進めていくという方向なのかなと思っています。先日の11番議員への答弁では、事業者、国、県と責任を持ってやるというお話でした。地震、津波のリスクや風車の耐震性についてのリスク、健康被害のリスクを負ってでも、脱炭素のメリット、経済的なメリット、地域活性化のためにこの事業を進めていっているのかなと理解をしています。国の政策だから、もう始まったから止められないではなく、町へのリスクがもしメリットより大きくなったときは、勇気を持って待ったをかけてほしいと思っています。また、11番議員の話を引き合いに出しますが、ＥＶ車はエコだということで始まったけれども、蓋を開けてみればそこまで地球に優しくないことが分かったと昨日はお話しされていました。始まったときは言えなかったけれども、今言えるということもおっしゃっておりました。洋上風力でも世界のほうがもう随分先を行っていまして、いろんな知見が積み重なって離岸距離ですとか、ゾーニングですとか、そういう話になっているのだと理解しています。私から見ると、日本はそこを無視して洋上風力という都合のいい部分だけを切り取って進めているような気がしていますので、そこが進まない……そこだけを……先ほどの遊佐高のあれではないですけれども、それが目的ではないということを理解して進めるというか、考えていただきたいと思っています。答弁にもありましたが、今マイナスの効果をプラスにしようという動きもあるというお考えもあるようですけれども、そのプラスの面を確保しようと頑張り過ぎて、住民の安全や不安への対応がおろそかにならないよう十分気をつけてほしいなということを切にお願いして、私の質問は終わりたいと思います。

議　長（髙橋冠治君）　　松永町長。

町　長（松永裕美君）　　駒井議員本当によくお調べになっているし、資料などをきっちりと作り込んで、恐らく相当の時間をかけてこの議会に臨んでいただいていると思います。私も１つだけお伝えして、この議会を、駒井議員の質問の答弁として、議事録に残していただきたいと思っております。私、中高生の女の子から結構声かけられるのです。その中で１人、裕美さん、私裕美さんと言われるのです。うちのお父さんの仕事ってあんまりよくない仕事なのという話をして言われたときに、何でだろうと思って話を聞いていると、やはり酒田のほうにお勤め、または鶴岡のほう、そこはちょっと分かりません。私の地元のお子さんではなかったので。やはり洋上風力の関係の仕事なのだけれども、いろんなところでちょっといろんな声があるという、私たち大人の議論が子供たちにも波及しているのだなと。私は、先ほど答弁のところに皆さんの声を聞くのが私の仕事ですと。駒井議員のお気持ちも本当によく響きますし、私は皆さんの声を平等に聞く仕事だと思っております。これからも様々なことがあると思いますが、私が気づかなかった点、私にこれは町長に伝えなければというところはぜひ今までどおり駒井議員、ショートメールも下さっています。よろしくお願い申し上げます。

以上です。

議　長（髙橋冠治君）　　渡会企画課長。

企画課長（渡会和裕君）　　先ほどの駒井議員からの質問で答弁漏れがありましたので、申し訳ございませ

ん、ここでご説明させていただきます。

先ほど湧水学習会についてお問合せございました。参加者の人数についてでございますけれども、参加者についてはまず約50名だったということでございます。あと、その際にアンケート等の実施はというお尋ねもありましたけれども、アンケートのほうの実施はなかったようでございますので、以上報告させていただきます。

議　長（髙橋冠治君）　　これにて３番、駒井江美子議員の一般質問は終わります。

午後３時15分まで休憩いたします。

（午後２時５９分）

休　　憩

議　長（髙橋冠治君）　　休憩前に引き続き一般質問を行います。

（午後３時１５分）

議　長（髙橋冠治君）　　８番、佐藤俊太郎議員。

８　番（佐藤俊太郎君）　　今現在、岩手県大船渡市で山林火災が発生中です。関係各位の必死の努力で消火活動を実施中であり、その活動に敬意を表するものであります。一刻も早い消火を願うものであります。

それでは、通告に従い一般質問を実施いたします。町職員に対する安全運転等、交通に関する啓発活動等の実施状況はどのようになっているのかお伺いいたします。公務で公用車両を運転する場合、道路交通法等の関係法令を遵守し、安全運転を徹底することは当然であります。しかし、残念ながら現実に事故が発生しました。これを受け、現在実施中の交通事故防止対策と今後の未然防止のため、さらなる対策の有無についてお伺いいたします。

１、通学バス等の運転従事者に対しての実施状況。

２、緊急車両を運転する消防団員に対しての実施状況。

３、新規採用職員に対しての実施状況。

４、職員一般に対しての実施状況についてお伺いいたします。

提案事項として、安全対策の一方策としてＫ２検査を実施することを提案いたします。Ｋ２検査とは警察庁方式運転適性検査であり、自動車運転における事故傾向と関連性の深い動作の正確さ、動作の速さ、精神的活動性（状況判断力）、衝動抑止性及び情緒安定性の５つの要素について検査することで、個人の自動車の運転に係る適性または欠陥を明らかにし、その欠陥を補完する運転を行うことを具体的に指導することにより交通事故の防止を図ることを目的としております。

以上、よろしくご答弁をお願いいたします。

議　長（髙橋冠治君）　　松永町長。

町　長（松永裕美君）　　それでは、本日最後の一般質問の８番、佐藤俊太郎議員のご質問に答弁させていただきます。

まず初めに、スクールバスの運転手に対する安全対策の実施状況についてでございますが、現在スクールバスは12路線を運行し、運転手が16名、運行管理事務員が３名の体制で運営しております。運転適性診

断は、３年に１度受けることになっております。診断結果は、運転手と運行管理者が確認し、本人とバス事務室で１部ずつ保管しております。また、運行管理者は２年に１度、整備担当は毎年、それぞれの基礎講習を受講しています。運転業務の中で、道路状況や児童生徒の動向に関して危険に感じたことなどは、運転手から教育委員会に報告し、学校側とも情報共有するようにしています。法令遵守、安全運転の徹底を図っているところですが、事故が発生した場合や運転に対するクレームが入った場合には、該当運転手に状況を聞き取りし、是正の指導を行うとともに、運行前の朝礼に担当職員が出向き、改めて状況報告し、指導内容を共有するなど、適正な運行に向けた確認を行っています。

次に、消防団員に対する実施状況については、令和５年度から消防車両の配備されている、いないにかかわらず、全団員に対し自動車運転免許証の写しの提出を求め、無免許運転などの防止を図るとともに、運転可能車両の把握に努めております。また、毎年幹部会議での消防車両の緊急走行に関する注意喚起及び啓発を行い、春と秋の消防防火パレードでの消防車両による広報訓練、全町一斉避難訓練での消防車両の配置訓練、緊急走行から始まる各分団の火災防御訓練、月２回の各分団の消防巡回広報などで緊急車両の運転に関する訓練を実施し、事故防止を徹底しております。

次に、新規採用職員に対しての実施状況についてですが、交通安全意識の向上を目的として、酒田地区安全運転管理者協議会と庄内地区安全運転管理者連絡協議会が共同で実施している新入社員交通安全研修会に新規採用された職員を参加させております。今年度は４月に実施しており、新規採用職員と地域おこし協力隊も含め、合計10名が参加しております。この研修会では、酒田警察署の職員が講師となり、交通事故の発生状況について具体的な事例を基に安全運転のポイントを学ぶ内容になっており、今後も継続して参加させていきたいと考えております。

最後になりますが、職員一般に対しての実施状況についてですが、定期的な交通安全研修は特に実施しておりません。しかし、公務における交通安全の重要性は十分に認識しておりまして、必要に応じて関係機関と連携して研修や啓発活動の実施を検討してまいります。

以上、壇上からの答弁を終わらせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

議　長（髙橋冠治君）　　８番、佐藤俊太郎議員。

８　番（佐藤俊太郎君）　　ご答弁ありがとうございます。今私が手元に持っているのは、無事故、無違反の証、自動車安全運転センター発行のものでございます。私の場合には、昭和44年10月１日からという記載がございます。この無事故、無違反の証、これはその人の交通経歴が証明されるものでございますが、今現在スクールバスの運転手さんの募集に際し、その無事故、無違反の証、通称ＳＤカードですけれども、ＳＤカードの提示が求めていられないというように感じております。これがあれば、その人の経歴が分かるわけですから、その後の運転に際してアドバイス等可能かなと思ってございます。これについて、教育課ではいかがお考えでしょうか。

議　長（髙橋冠治君）　　荒木教育課長。

教育委員会教育課長（荒木　茂君）　　お答えいたします。

今現在スクールバスの運転手の募集に際しては、履歴書と、それから資格、運転免許証の写しというようなところで添付していただいて、その内容を確認した上で、さらに面接試験を行って、あとさらには実地試験、これ実際バスを運転してもらってという試験を行い、採用しているというようなところでござい

ます。そういったＳＤカードの提出は求めておりませんけれども、面接の際には今まで事故を起こした経歴、経過があるかどうか、それから交通違反をしたことがあるかとか、そういったことは必ず聞き取りさせていただいて、さらには本人飲酒の習慣があるかどうかですとか、あと運転に支障のある身体の病気、そういったものがあるかどうかとか、そういったことも含めて面接でお話しさせていただいた上で、総合的に実地試験、運転の技能の試験も行った上で判定させて、採用させていただいているというようなところでございます。

以上です。

議　長（髙橋冠治君）　　８番、佐藤俊太郎議員。

８　番（佐藤俊太郎君）　　ありがとうございます。口頭で調査をしているということでございました。それは、それで担保できるのかなと思ってございます。また、実地試験というお言葉ございました。実際に運転をしてもらって、判断をしているということでございますが、実際に受験者の運転操作を見るわけですけれども、どのような資格で検査というか、見られるのか、少しお答え願いたいと思います。

議　長（髙橋冠治君）　　荒木教育課長。

教育委員会教育課長（荒木　茂君）　　お答えいたします。

まず、面接試験につきましては、教育長と、それから私と、それから教育課長補佐が進行等をしながら行っておるわけなのですけれども、実地試験につきましては私と、それから今現在バスの運転手を勤めている方の中から３名程度ベテランの方を選任して試験を行っています。その選任に当たっては、やはり旅客運送の経験のある方ですとか、それから中には教習所等に勤めていた経歴のある方、そういったベテランの方もおりますので、そういった方を中心に選任して、そして４名ほどの体制で試験をしているというようなところでございます。試験に当たりましては、実際ルートを一回こちらのほうの職員が運転したそこに同乗してもらって、その後同じコースを走ってもらっての検査ということになります。その際に当たっては、車庫の出発から車庫入れまでというようなことで、その間の運転の確実性ですとか安全性、それから車両の取扱い、あと運転に対して癖がないかどうかですとか、あと安全への心構え等、そういったものを点数計算して、積算して判断しているというようなところでございます。

以上です。

議　長（髙橋冠治君）　　８番、佐藤俊太郎議員。

８　番（佐藤俊太郎君）　　今教習所に勤務していた方というようなお話がありました。その方がいるのであれば、これは担保できると思います。いなかったら、どのような判断基準。運転教習所の勤務であれば、やはり安全確認等々の項目ががっちりと確認できるというふうに思っております。それは、１つ安心の材料ではあります。今回交通事故発生したわけですけれども、不幸中の幸いとして児童生徒の方々が乗車していないときという認識でおります。でも、これは不幸中の幸いであって、児童生徒の安全を担っている運転手さんがこういう状況に陥ったということは、やはり何らかの原因があるわけですから、それを踏まえた検査結果、調査結果等々を今後の安全運行に反映させなければいけないという思いでおります。とある町村のところでは、スクールバス運転者服務規程というものをつくって、こういうことを十分注意して運転をしなさいというように明記をしているものがございました。一例を挙げさせていただければ、運転上の遵守事項としまして、停車中の乗合自動車の側方等を通過するときには徐行または一時停止すること。

ずうっと８番まで項目がございます。最後、（８）は次の要領で呼称運転を励行すること。その内容としては、呼称運転、服装点検、自問という欄があって、服装、ベルト、自答でよしよしということでございました。発車、出発、よし。速度制限についてはスピード〇〇キロ、よし。信号機の交差点来ました。青、よし。黄色、注意。赤、停止という呼称をするのだそうです。黄色に関して私はちょっと不満があるのですけれども、まずそれはそれとして、右左折のときには、左回り、右回り、よしというような呼称運転を行うことによって安全を担保するということで制定をしているのだと私は理解をしました。こういう服務規程的なものが対外的に発表されることによって、例えば親御さんだとか保護者の方、関係者の方の安心にもつながっているかなと思いました。当町では、こういう服務規程的なものはございますでしょうか。

議　長（髙橋冠治君）　　荒木教育課長。

教育委員会教育課長（荒木　茂君）　　お答えいたします。

本町におきましても、スクールバスの関係するマニュアルを一冊のファイルにまとめて、その中には運行管理マニュアルですとか、災害や事故が起きたときの災害対応マニュアルとか、そういったものを……それから運行経路等をまとめた上で一冊のいわゆる運行マニュアルということで運転手と私どもと共有しているというようなところでございます。その中で、安全運行につきましては、特に児童生徒が乗っているということを常に視野に入れて、安全運行、特に乗車しているときの急ブレーキですとか、それから急発進をしないようにですとか、それから各バス停で児童が降車するとき、バスが出発するまでは様々配慮するような、十分注意して行うようなこととか、そういったことをまず明記した上で運転対応に当たっているというようなことでございます。これについては、町の例規で定めているというわけではなくて、教育委員会の中のマニュアルといった対応で行っているところです。これについては、各運転手さんたちと共有しながら、やっぱりマニュアルを守って運行してもらうということを常に励行しておりますし、ちょっと前、議員がおっしゃっていた事故が起きたときは、運行経路以外のところを通ろうとして通って事故起きたところでございますので、なおしっかり運行経路を守るようにと、そういった指導をしたというようなところでございます。

以上です。

議　長（髙橋冠治君）　　８番、佐藤俊太郎議員。

８　番（佐藤俊太郎君）　　分かりました。しかしながら、それは内部的なものであって、外部に示されていないという理解をしました。私が先ほどお示ししたのは、誰でもが自由に見られるという状況下にありました。それで私も見たわけですけれども、やはり先ほども申しました児童生徒のみならず、保護者、関係者の安全、安心のためには、こういう取決め事を定めたものを外部にも見せる、外部にもこのようにやっているのだということを示すことも一つの方法ではないかと思ってございます。ご検討を願いたいと思います。

さらには、先ほど適性診断は３年に１度受けるというご説明でございました。これは、非常に結構なことだと思いますけれども、今回残念ながら実際事故発生したわけですけれども、この運転者の方の適性診断等確認をされたでしょうか。

議　長（髙橋冠治君）　　荒木教育課長。

教育委員会教育課長（荒木　茂君）　　お答えいたします。

適性診断の内容につきましては、こちらのほうでは把握というか、確認をしていなかったところでございます。

以上です。

議　長（髙橋冠治君）　　８番、佐藤俊太郎議員。

８　番（佐藤俊太郎君）　　適性診断を受けさせてオーケーということでは多分ないのだと私は思います。この適性診断の結果をどのように安全運転につなげるかという目的で適性診断を受けているわけですから、運転手と運行管理者が確認をし、それぞれ補完をするというなら分かりますけれども、その対応が非常に重要だと思ってございます。運行管理者サイドではやっていらっしゃるとは思いますが、いま一度その適性診断について確認、点検をお願いしたいものだと思います。さらには、バスには全てドライブレコーダーがついていると思ってございますが、これの確認、これもドライブレコーダーをただつけているということではなくて、定期的にドライブレコーダーを見て、あっ、ここちょっとまずいのではないかと思えるような運転操作があったら是正を促す。これ促さなければ、ただつけているということではなくて、やはり安全運転に寄与させるという目的も１つあろうかと思ってございます。これについては、いかがお考えですか。ドライブレコーダーについて。

議　長（髙橋冠治君）　　荒木教育課長。

教育委員会教育課長（荒木　茂君）　　お答えいたします。

ただいまのドライブレコーダーの件につきましては、いろんなクレーム等運行に関することが入ったとき、本人の聞き取りを行うわけなのですけれども、さらにはこちらのほうでもドライブレコーダーを見せていただいて、本当にそのとおりであったかとか、やっぱり何か非はなかったかどうか、そういったものを確認した上で本人とまた面談してというような、そういったことでの活用はさせていただいているところでございますので、今後ともそういったドライブレコーダーがついているというようなことで活用しながら、安全運行にしっかり努めてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

議　長（髙橋冠治君）　　８番、佐藤俊太郎議員。

８　番（佐藤俊太郎君）　　分かりました。よろしくお願いします。

それでは、２番目の緊急車両を運転する消防団員に対しての実施状況についてお伺いします。幹部会議等で研修等々をやっていらっしゃるということは分かりましたが、先ほどは運転教習場に勤務した運転指導員が対応しているということでございました。それでは、消防団員に対してはどのような資格で実施をされているのかについてお伺いをいたします。

議　長（髙橋冠治君）　　鳥海総務課長。

総務課長（鳥海広行君）　　消防団員に関しては、今議員からもございましたけれども、先ほどの壇上の答弁でも申し上げましたけれども、消防車両の緊急走行に関する注意喚起、あと啓発活動を幹部会議で行っているのは当然でございますし、消防防火パレードでの消防車両による広報訓練、あと全町一斉の避難訓練での消防車両の配置訓練、あと緊急走行から始まる各分団の防御訓練、あと月２回の各分団の消防巡回広報等で、緊急車両の運転に関する訓練の中でそれぞれ事故防止の徹底、あと安全運転に関する注意喚起ということを行っているという状況でございます。

議　長（髙橋冠治君）　　８番、佐藤俊太郎議員。

８　番（佐藤俊太郎君）　　少しご紹介をさせていただきたいことがあります。私が今手元に持っているのは、安全運転中央研修所というところで出しているパンフレットでございます。この安全運転中央研修所というのは、設立目的が地域や職場の交通安全教育指導者、自動車の運転に高度な技能や知識を必要とする運転者、青少年運転者などに実践的かつ専門的で高度な研修を行い、安全運転技能や知識の向上を図ることを目的として平成３年にできたというところでございます。この中の講習に消防緊急自動車運転技能者課程、講習に対する課程でございます。この研修について、常備消防、酒田の消防に問合せをいたしました。そうしますと、数年前まで毎年１人から２名を派遣して、この技能講習を受講しているというお答えでした。さらには、私が受講者から消防団員に対して伝達講習という講習を実施することは可能でしょうかという問合せに対して、それはやぶさかではないと、依頼があれば一緒になって事故防止に努めましょうというような快いご返事がございました。先ほどからお尋ねしていますと、団員に対する講習をやっている方はどうも専門的な知識があるというようには私はちょっと考えられなかったのです。専門的な知識があるのかもしれませんけれども、しかしこういう外部の専門的な教習機関で教習を受けた方の伝達教習等が受けられれば、さらに安全確保に寄与するのではないかと思ってございましてご紹介をしました。これについては、いかがお考えでしょうか。

議　長（髙橋冠治君）　　鳥海総務課長。

総務課長（鳥海広行君）　　まず、専門的な知識をお持ちの方の講習ということでございますけれども、やっぱり消防関係、消防団員の皆さんの交通安全に対する意識というものはやっぱり大切だと思いますので、実際は消防に関する研修が多いのかなという感じはしているのですけれども、交通安全に対する講習なんかも必要だと考えますので、今専門的知識をお持ちの方ということで、それも含めてちょっと後で改めて相談させていただければなと思います。

議　長（髙橋冠治君）　　８番、佐藤俊太郎議員。

８　番（佐藤俊太郎君）　　特に消防団員は緊急車両ですから、道路交通法で特例という項目がございます。例えば信号赤でも、赤に従って青になるまで待つというようなことはないわけです。しかし、全てが許されるということではなくて、ではこの緊急車両を運転したときに何が駄目なのかということを本当に把握されているかと私はちょっと疑問に思ってございます。それらをやはり専門的知識を有していて、常日頃の緊急走行をされている方々に伝達講習をしていただければなお一層よろしいかなと。ちなみに、徐行の場所については、緊急車両でもこれは除外規定に該当しないという一項目がございます。とにかく事故防止、今までそんな大きな事故もなく安全に過ごしてこられたのは、団員の方々のご努力だと思ってございます。今後も先ほど私が申し上げましたことも含めて、安全運転に寄与していただければこれは幸いでございます。

　次に、先ほど２番の教育課関係で軽トラックの交通事故ございました。課長のご答弁でもらい事故だと。もらい事故、これはあるかもしれません。あるのでしょう。あったわけですから、これは。しかし、もらい事故をもらわないようにするという方策、防衛運転です。この防衛運転をするために、努力をすればもらわなかったかもしれない。こういうことを果たして誰かが言ったかどうかです。私だったら言います。防衛運転、危険予測、危険予知、これらは教習所で口を酸っぱくして皆さんに知っていただく項目でござ

います。私も、長年交通関係の仕事に従事させていただいて、対外的な講習を複数回受けています。そのうちで１つ、洞察力を磨けという講習を受けたことがございます。では、洞察力って何だ。それを受けたときは、私は神奈川が長かったものですから、日産の関係者の方でかなり有名な方でしたけれども、吹き流しがあると。この吹き流しを見て何を感じるか。感じることを言ってみろというような講習でした。吹き流しは、道路標識の一つであるとか、風の方向が分かる、風の強さが分かる。風があれば、ハンドルを取られる。トンネルとか切り通しのところに行けば、ハンドルを取られる可能性があるから注意をする。注意だけで済むか。いや、速度を落とせ。そういうのが、安全運転に寄与するのだと、こういうことでございます。やはり持っている知識を誰かが発することによって、事故防止に役立つということもあろうかと思います。今近隣の民間の運転者教習機関で、公安委員会の指定を受けた教育機関がございます。そういうところに依頼をして、教習を受けるというのも一つの方法かと思います。

３番目に、飛ばさせてください。新人の研修、新規採用職員に対しての実施状況でございます。非常にいい方策だと思っています。これは、でも座学で、インターネット上のホームページで新入社員研修を実施しました。写真が出ているのです。この交通事故に関して。これ私見て、ああ、こういうことなのだということを発見というか、知識として１つ増えました。令和３年４月８日は何の日ということが書いてあるのです。令和３年、これは日本国で誰も交通事故で死亡しなかった日なのだそうです。私も知りませんでした。こういう事例も交えながら、交通事故を防止するという研修だと理解しています。今後も続けられるということですので、ぜひこれは続けていただきたいと思います。さらには、私当町よりもさらに高度と思える研修を実施しているところの例を少し紹介させていただきたいと思います。新規採用職員に実技研修を実施。実技を研修してもらう。ゼッケンをつけて、自動車運転教習所で仮免許学科試験まで受けるのだそうです。それを合格しないと再試験ということまで書いてありました。それはどうかなとは思いますけれども、それぐらい安全運転に力を入れている自治体もあるということです。さらには、ここでは専門教養研修で若手職員も広く啓発と。新規採用職員だけではなくて、それ以外の職員も実地と学科試験を受けてもらって事故防止に対応している。これは理由があるのでした。やはり公用車で事故が起きて、示談になるまでに時間がかかった。または、交通事故件数が上がってきた。これを受けた後には、交通事故の発生率が下がったというようなことでございました。やはりただ黙って……黙ってとは言いません。こういう積極的に交通事故防止に対応しているところもあるということを、やはり当町でも参考にして今後いけたらいいかなと思ってございます。

交通安全運転管理者、遊佐町自動車運行管理規程という規程がございまして、運転者に対する安全運転教育、啓発、指導、その他安全運転に関してはやらなければいけないという自動車運行管理規程、これ遊佐町のやつです。これが出ております。今起きていないからいいということではなくて、積極的にやはり対処をしていただきたいと思ってございます。さらには、町職員の立場からどのように思われているかということが少し書いてありました。同じような違反行為でも、町の職員に対する見方は一般の方とは違うのだと。それを意識して、安全運転に努めなければいけないというようなことでございました。同程度の交通事故や犯罪、事件でも、職員の場合であれば世間の見る目や風当たりが厳しいのが現実。私もそうだと思います。やはりそういうことを自覚しながら、職員の方々、我々議員もそうですけれども、安全運転に努力をしなければいけないという認識でおります。これについては、それはおかしいだろうという方は

多分いらっしゃらないのだと思います。るるお話し申し上げましたけれども、今回私がこういう質問をすることによって、やはり交通事故に対してもう一度注意をしようという思いがある方が一人でもいてくれたら、私はそれで事達成かなと思ってございます。

また、とあるところでは公用車の見やすいところに、怠るな、安全運転というようなステッカーを貼って安全運転啓発をしているという一例もございました。何もしないよりは、こういうことも一つの方策ではなかろうかと思っております。先ほど私、無事故、無違反のＳＤカードをお見せしましたけれども、私事故を起こすのが非常に嫌ですので、いつも運転する際には絶対事故を起こさないで役場まで行くぞ、帰りも絶対事故を起こさないでうちまで帰るぞと、そういう意識を本当に持ちながら運転をしています。ヒヤリ・ハットという言葉があります。ヒヤリ・ハット、最近は鈍感になってきたのかどうか分かりませんけれども、ほとんど感じません。やはり自覚を持って運転をするというのが基本中の基本だと思います。実際あったわけですから、これからないということは言い切れません。しかし、努力をすれば事故の程度が少なくなる可能性はありますので、私含め、皆さん交通安全に関していま一度意識を高くしていただきたいと思います。町長、いかがでございますか。私の今まで言ったことに対するご感想、何でも結構です。よろしくお願いします。

議　長（髙橋冠治君）　　松永町長。

町　長（松永裕美君）　　佐藤俊太郎議員は、前職も……そちらの卓越したご経験からのご提案でございます。本当に今回のスクールバスの事故におきましては、けがをされた方がいなかったわけですが、あってはならないことが起きてしまったと反省しております。また、佐藤俊太郎議員の数々のご提案の中にはとても参考になる例もございますので、これから執行部のほうでも検討してまいりたいとは思っております。ただ、すぐこれができますとか、これは来年度からとはご答弁しかねますので、安全な運行、またこれは本当に大事なことだと思っていますので、しっかりと今回の一般質問をもう一度見返して、執行部のほうで考えをまとめていきたいと思っております。ご質問ありがとうございました。

議　長（髙橋冠治君）　　８番、佐藤俊太郎議員。

８　番（佐藤俊太郎君）　　ありがとうございます。

私の質問はこれで終わります。どうもありがとうございます。

以上です。

議　長（髙橋冠治君）　　これにて８番、佐藤俊太郎議員の一般質問は終わります。

これにて一般質問は全員終了いたしました。

日程第２から日程第26まで、議第８号　令和７年度遊佐町一般会計予算ほか特別会計等予算５件、条例案件11件、事件案件８件を一括議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

松永町長。

町　長（松永裕美君）　　それでは申し上げさせていただきます。

議第８号　令和７年度遊佐町一般会計予算。本案につきましては、さきの施政方針の中で令和７年度の予算編成における基本的な考え方と国及び地方財政を取り巻く状況について、その大要を述べさせていただきました。本町においては、物価高騰などに伴う極めて厳しい現下の経済情勢などにあって、地域に必

要なサービスを確実に提供できるよう、所要の財源を確保し、住民生活の安全、安心を守るとともに、地域経済を支え、活力を回復させていくという基本理念の下、効率的な行政システムを確立し、持続性のある財政運営を目指していく必要があります。さらに、昨年７月25日発災の大雨災害による被害対応のための災害復旧事業を確実に進めていかなければなりません。

このような状況を踏まえまして、令和７年度一般会計予算の編成に当たっては、健全財政の運営に留意しつつ、遊佐町総合発展計画（第８次振興計画）に基づく第９期実施計画を基本とした計画行政の推進を図るとともに、事業の重点化や見直しに取り組み、予算編成をしたところであります。令和７年度一般会計当初予算の総額は99億4,300万円で、前年度当初予算比８億9,400万円、9.9％の増としております。

一般会計の歳入について申し上げますと、町税は総額で15億4,820万8,000円となり、前年度対比21.5％の増と見込んでおります。各種交付金につきましては、交付実績を参考に推計し、計上しました。地方交付税につきましては、前年度対比9,230万9,000円、2.7％増の35億2,114万3,000円を見込んだところであります。国庫支出金につきましては、前年度対比３億5,453万6,000円、68.1％増の８億7,500万6,000円、県支出金につきましては前年度対比6,382万3,000円、9.5％増の７億3,492万7,000円を見込んでおります。繰入金につきましては、財政調整基金のほか、各基金繰入金を前年度対比2,113万3,000円、2.1％減の９億7,366万1,000円としております。地方債につきましては、前年度対比5,860万円、7.7％増の８億2,270万円を計上しました。

一方、これに対応する歳出につきましては、人件費で前年度対比7,386万5,000円、4.9％の増、一般行政経費では扶助費で前年度対比4,172万7,000円、4.6％の増、物件費が前年度対比で２億4,700万1,000円、17.9％の増、補助費などで３億2,448万4,000円、15.6％の増となった結果、一般行政経費全体では53億4,168万円で、前年度対比４億8,675万1,000円、10.0％の増としました。投資的経費では、遊佐パーキングエリアタウン（新道の駅）整備事業、まちづくりセンター改築事業、災害復旧事業などの実施により、前年度対比２億8,043万3,000円、27.7％増の12億9,248万8,000円としました。繰出金は、水道事業会計、下水道事業会計並びに国保、介護、後期高齢の各特別会計に対する繰り出しに対応するため、総額で７億838万9,000円を計上し、前年度対比195万1,000円、0.3％の増としました。

新規事業としては、防災ハザードマップ整備事業として850万円、新規就農サポート事業として360万円、確定申告支援システム更新事業として245万円、町民課窓口へのキャッシュレス決済導入事業として330万円、中学校部活動地域移行受入先クラブ支援事業として309万6,000円などを計上しています。

そのほか特徴的な事業は、遊佐パーキングエリアタウン（新道の駅）整備事業として２億5,092万8,000円、まちづくりセンター改築事業として３億5,575万5,000円、子育て世帯移住促進事業として637万8,000円、すくすくゆざっ子支援金支給事業として2,437万7,000円、定住促進のための事業として2,732万円、雇用、経済対策として持家住宅リフォーム・定住促進住宅建設整備支援金交付事業で6,300万円、産業活性化対策事業負担金で700万円、小中学校の学校給食費高騰対策事業及び学校給食負担軽減事業で3,051万1,000円をそれぞれ計上しています。また、遊佐高魅力化地域連携支援事業4,263万5,000円、ジオパーク推進事業1,067万円、ふるさとづくり寄附金事業３億2,298万9,000円、地球温暖化対策事業611万9,000円、中山間地域直接支払事業9,879万5,000円、多面的機能支払交付金事業２億2,967万4,000円、新規就農者育成総合対策事業455万円、松くい虫防除対策関係経費として3,494万5,000円、町道維持整備及び新設改良事業で

5,881万4,000円などがあります。さらには、誘致企業に対する支援として指定事業奨励金２億5,406万2,000円、産業立地促進資金貸付金２億3,005万6,000円、各地区まちづくり協議会の自主的な運営と地域づくり活動を支援するため、まちづくり活動支援事業として6,961万6,000円をそれぞれ計上しています。これに加え、昨年７月25日大雨災害による被害に対する災害復旧事業として、農業施設災害復旧事業１億6,000万円、林道災害復旧事業9,840万円、社会教育施設災害復旧事業5,851万9,000円をそれぞれ計上しています。

次に、第２表の債務負担行為についてでありますが、令和７年度以降に及ぶ債務が確実な経費として、子育て世帯移住奨励金、すくすくゆざっ子支援金、住宅リフォーム資金特別貸付利子補給補助金などを計上しております。

以上、令和７年度の一般会計予算の概要について申し上げましたが、国や県の厳しい財政状況の中、今後の財政運営に当たっては、これまで同様、財政健全化指標の推移に留意しながら、特別会計などを含めた連結ベースでの一体的な財政評価を行い、町財政全般にわたる安定化のための施策に引き続き取り組んでまいります。改めて、町民の皆様並びに議員各位のご理解とご協力をお願い申し上げる次第であります。

議第９号　令和７年度遊佐町国民健康保険特別会計予算。近年の少子高齢化に伴い、被保険者数が減少する一方、保険給付費は増加し、国保財政は恒久的に厳しい状況となっております。引き続き収納率の向上に努めるとともに、疾病の予防、早期発見、早期治療につながる特定健康診査をはじめとする保健事業などのさらなる充実を図りながら、適正な運営に努める必要があります。これらを踏まえ、令和７年度遊佐町国民健康保険特別会計の予算総額を15億7,800万円とし、前年度当初予算比では2,000万円、約1.3％の減としております。

歳入の主な内容を申し上げますと、保険税で２億6,907万3,000円、県支出金で11億7,941万8,000円、繰入金で１億2,823万7,000円などといたしました。

一方、対応する歳出につきましては、総務費で3,973万6,000円、保険給付費で11億6,737万円、保健事業費で2,711万2,000円、国民健康保険事業費納付金で３億4,095万7,000円などとしております。

議第10号　令和７年度遊佐町介護保険特別会計予算。本案につきましては、第９期介護保険事業計画期間の２年度目に当たり、これまでの要介護認定者の認定状況や介護サービスの利用状況、総合事業の実績などを踏まえ、第９期介護保険事業計画が遂行できるよう、予算編成を行い、提案するものです。今後も引き続き介護予防事業に取り組むことにより、元気な高齢者の増加と介護給付費の抑制を図り、また高齢者が安心して生活できるよう、地域による支え合いの体制を構築するために、町、地域包括支援センター、社会福祉協議会、介護サービス事業所や医療機関との連携を強化し、事業を進めていきます。以上のことを踏まえ、令和７年度遊佐町介護保険特別会計の予算総額を19億1,300万円とし、前年度当初予算比で400万円の減額とするものであります。

歳入の主な内容を申し上げますと、保険料で３億8,317万7,000円、国庫支出金で４億7,102万1,000円、支払基金交付金で４億9,790万1,000円、県支出金で２億6,141万2,000円、繰入金で２億9,942万7,000円とするものであります。

一方、これに対応する歳出につきましては、総務費で5,235万8,000円、保険給付費で18億180万円、地域支援事業費で5,078万4,000円、諸支出金で790万2,000円とするものであります。

議第11号　令和７年遊佐町後期高齢者医療特別会計予算。本案につきましては、山形県後期高齢者医療広域連合が運営主体となり、各市町村でその窓口業務を行うこととして設けております。山形県後期高齢者医療広域連合における事務内容は、被保険者の資格管理や保険料などの決定及び賦課、また保険給付費の支給決定や保健事業の計画などであります。

一方、市町村における事務内容につきましては、被保険者の資格や給付に関する各申請などの受付、資格確認書などの引渡し及び保険料の徴収などであります。山形県後期高齢者医療広域連合で金額を決定した納付金が歳出の主なものであり、財源については保険料と一般会計からの事務費繰入金と基盤安定繰入金であります。これらを踏まえ、歳入歳出予算の総額を２億3,900万円とし、前年度当初予算比では600万円、約３％の減としております。

歳入の主な内容を申し上げますと、後期高齢者医療保険料で１億6,163万1,000円、繰入金で7,703万円などといたしました。

一方、これに対応する歳出につきましては、総務費で125万円、後期高齢者医療広域連合納付金で２億3,741万3,000円などとしております。

議第12号　令和７年度遊佐町水道事業会計予算。本案につきましては、安全、安心な水道水の供給を図るため、健全な経営基盤の強化、維持管理経費などの節減に努めるとともに、公営企業の効果的、効率的経営を目指し、予算編成するものであります。内容について申し上げますと、耐震化計画に基づく施設の耐震化改修工事などに着手するほか、水道施設一元管理のための水道施設台帳作成事業などを事業費として計上するものであります。

まず、業務の予定量といたしまして、給水戸数と給水人口を4,560戸、１万2,200人とし、年間総給水量を135万立方メートル、１日平均給水量を3,699立方メートルと設定したところであります。

次に、収益的収支につきまして、事業収益の予定額を３億6,690万3,000円とし、主な内容として、給水収益などの営業収益で３億3,095万8,000円となっております。これに対する事業費用の予定額を３億6,543万9,000円とし、主な内容として、修繕費、光熱水費などの取水配水給水費で１億767万7,000円、職員給与関係、料金賦課収納業務などの総係費で4,543万3,000円となっております。

資本的収支につきましては、先ほどご説明申し上げました耐震化改修工事などを行うため、資本的支出として建設改良費に１億5,150万円を計上し、企業債償還金6,990万円を合わせ、支出予定額を２億2,140万円としたところであります。これに対する資本的収入予定額としては、企業債の借入れで2,390万円、耐震化工事の国庫補助金230万円、企業債の償還に対する一般会計からの繰入金1,050万円、日沿道工事の工事負担金で3,840万円となっております。

資本的収入額の資本的支出額に対する不足額１億4,630万円につきましては、消費税及び地方消費税資本的収支調整額、損益勘定留保資金で補填するものであります。

議第13号　令和７年度遊佐町下水道事業会計予算。本案につきましては、環境衛生の向上を図り、公共用水域の水質保全に資するため、健全な経営基盤の強化、維持管理経費などの節減に努めるとともに、公営企業の効果的、効率的経営を目指し、予算編成をいたしたものであります。内容について申し上げますと、ストックマネジメント計画に基づく下水道施設の改築更新事業などを事業費として計上したところであります。

まず、業務の予定量といたしまして、処理区域内人口を１万1,400人とし、年間総処理水量を94万2,100立方メートル、１日平均処理水量を2,581立方メートルと設定したところであります。

次に、収益的収支につきまして、事業収益の予定額を６億2,838万9,000円とし、主な内容として下水道使用料などの営業収益で１億6,332万7,000円、他会計負担金、長期前受金戻入などの営業外収益で４億6,504万2,000円となっております。これに対する事業費用の予定額を６億2,748万7,000円とし、主な内容として、管渠処理場費、減価償却費などの営業費用で５億5,135万7,000円、支払利息などの営業外費用で7,500万円となっております。

さらに、資本的収支につきまして、資本的収入の予定額を３億4,850万円とし、主な内容として、企業債で5,650万円、他会計補助金で２億2,900万円、国庫補助金で6,300万円となっております。これに対する資本的支出の予定額を４億7,200万円とし、主な内容として、建設改良費で１億2,600万円、企業債償還金で３億4,500万円となっております。

なお、資本的収入額の資本的支出額に対する不足額１億2,350万円につきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、過年度分及び当年度分損益勘定留保資金で補填するものであります。

議第14号　遊佐町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の設定について。本案につきましては、児童福祉法の改正に伴い、遊佐町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を整備するため、提案するものであります。

議第15号　遊佐町まちづくりセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案につきましては、高瀬まちづくりセンターが旧高瀬小学校に移転することに伴い、位置が変更となるため、提案するものであります。

議第16号　刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例の設定について。本案につきましては、刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の施行に関し、関係する規定を整備するため、提案するものであります。

議第17号　遊佐町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例の設定について。本案につきましては、国家公務員の育児休業及び介護休業等に関する法律の改正に基づき、職員の仕事と育児、介護の両立支援を図るため、提案するものであります。

議第18号　一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案につきましては、山形県人事委員会勧告などに準じ、職員の給与改定を行うため、提案するものであります。

議第19号　一般職の職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案につきましては、国家公務員等の旅費に関する法律改正に伴い、関係条例を整備するため、提案するものであります。

議第20号　遊佐町体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案につきましては、遊佐町体育施設の指定管理者が行う業務内容を拡充するため、提案するものであります。

議第21号　遊佐町立保育所設置条例の一部を改正する条例の制定について。本案につきましては、町立吹浦保育園の廃止に伴い、関係する規定を整備するため、提案するものであります。

議第22号　遊佐町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について。本案につきましては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を準用する遊佐町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例について整備するため、提案するものであります。

議第23号　遊佐町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。本案につきましては、遊佐町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準について、関係する規定を整備するため、提案するものであります。

議第24号　遊佐町空き家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案につきましては、空家等対策の推進に関する特別措置法の一部改正に伴い、関係する規定を整備するため、提案するものであります。

議第25号　財産の無償貸付けについて。本案につきましては、旧北斗アルミ工場の跡地を庄内みどり農協に農業振興施設として無償貸付けしておりましたが、貸付期間の５年が満了することから、さらに５年間期間延長して無償貸付けするため、地方自治法第96条第１項第６号の規定により提案するものであります。

議第26号　令和６年度町道白木・宮海線栄橋橋梁撤去工事（右岸工区）に係る請負契約の一部変更について。本案につきましては、令和６年度町道白木・宮海線栄橋橋梁撤去工事（右岸工区）について、工期及び契約金額を変更して実施する必要があるため、地方自治法第96条第１項第５号の規定により提案するものであります。

議第27号　Ｒ６災46―102江地（２）　西通川揚水機場災害復旧工事請負契約の締結について。本案につきましては、Ｒ６災46―102江地（２）　西通川揚水機場災害復旧工事について、工事請負契約に付するため、地方自治法第96条第１項第５号の規定により提案するものであります。

議第28号　遊佐町体育施設の指定管理者の指定について。本案につきましては、遊佐町総合型スポーツ文化クラブ遊’ｓより指定管理者の指定申請書の提出があり、指定管理者選定委員会に審査を諮問し、指定が適当であるとの答申を受けましたので、遊佐町体育施設の設置及び管理に関する条例第10条の規定により指定するものであり、指定の期間を令和７年４月１日から３年間と定め、地方自治法第244条の２第６項の規定により提案するものであります。

議第29号　遊佐町立図書館の指定管理者の指定について。本案につきましては、遊佐ショッピングセンター協同組合より指定管理者の指定申請書の提出があり、指定管理者選定委員会に審査を諮問し、指定が適当であるとの答申を受けましたので、遊佐町立図書館の設置及び管理に関する条例第10条の規定により指定するものであり、指定の期間を令和７年４月１日から３年間と定め、地方自治法第244条の２第６項の規定により提案するものであります。

議第30号　白井・金俣辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部変更について。本案につきましては、計画事業費及び辺地対策事業債予定額の変更に伴い、白井・金俣辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部を変更する必要があるため、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第３条第８項の規定において準用する同法同条第１項の規定に基づき、提案するものであります。

議第31号　酒田市との庄内北部定住自立圏形成に関する協定書の変更について。本案につきましては、酒田市との間において締結した庄内北部定住自立圏の形成に関する協定書を変更するため、遊佐町議会の議決すべき事件を定める条例第２条第２号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議第32号　庄内広域行政組合の共同処理する事務及び規約の変更について。本案につきましては、東北公益文科大学の公立化に伴い、山形県と庄内広域行政組合が公立大学法人の設立団体となることから、庄

内広域行政組合の共同処理する事務及び庄内広域行政組合規約を変更するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第１項及び第290条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上、当初予算案件６件、条例案件11件、事件案件８件についてご説明申し上げました。詳細につきましては、所管の課長をして審議の過程で説明いたさせますので、皆様、よろしくご審議の上、議決くださいますようよろしくお願い申し上げます。

議　長（髙橋冠治君）　　条例案件について、所管の課長より補足説明を求めます。

議第14号について、渡部健康福祉課長よりお願いします。

渡部健康福祉課長。

健康福祉課長（渡部智恵君）　　それでは、説明させていただきます。

議第14号　遊佐町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の設定についてでありますが、こちらは令和７年度から子ども・子育て支援法に基づき、こども誰でも通園制度が制度化され、令和８年度には児童福祉法に基づく給付制度として全国の自治体で実施される予定となっております。これは、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず、時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園制度として創設されたものとなっております。これに伴い、児童福祉法が改正され、同事業の設備及び運営に関する基準を市町村で定めることとされたため、条例の設定を提案するものでございます。

以上でございます。

議　長（髙橋冠治君）　　次に日程第27、予算審査特別委員会の設置についてを議題といたします。

議第８号　令和７年度遊佐町一般会計予算ほか特別会計等予算５件については、恒例により小職を除く議員11名による予算審査特別委員会を構成し、審査を行うことといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

議　長（髙橋冠治君）　　ご異議なしと認めます。

よって、遊佐町議会会議規則第39条の規定に基づき、予算審査特別委員会に付託し、審査することに決しました。

お諮りいたします。それでは、予算審査特別委員会委員長に文教産建常任委員会委員長の駒井江美子議員、同副委員長に本間知広議員を指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

議　長（髙橋冠治君）　　ご異議なしと認めます。

よって、予算審査特別委員会委員長に駒井江美子議員、同副委員長には本間知広議員と決しました。

予算審査特別委員会が終了するまで本会議を延会いたします。

（午後４時３３分）